

令和6年財政検証

令和6年8月26日
佐藤裕亮

令和6年財政検証結果の概要

財政検証について

平成16(2004)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

| | | | | |
|---------|-------|--------|-------|--------|
| 2024年度: | 61.2% | 13.4万円 | 9.2万円 | 37.0万円 |
|---------|-------|--------|-------|--------|

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

令和6(2024)年財政検証の諸前提

<社会・経済状況に関する諸前提>

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。

※ なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）等の影響を織り込んでいる。

<人口の前提>

「日本の将来推計人口」（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所）

出生率：高位・中位・低位
 死亡率：高位・中位・低位
 入国超過数：
 25万人、16.4万人、6.9万人

| 合計特殊出生率 | | 平均寿命 | | 入国超過数 | |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------|---|-----------------------|-------------------------|
| 2020年 (実績) | 2070年 | 2020年 (実績) | 2070年 | 2016～2019年 (実績の平均) | ～2040年 入国超過数(一定) |
| 1.33 | 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13 | 男性：81.58 女性：87.72 | 高位 (余命の伸び小) { 84.56 90.59 中位 { 85.89 91.94 低位 (余命の伸び大) { 87.22 93.27 | 16.4万人 | 25万人 16.4万人 6.9万人 |
| ※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定 | | | | | |

<労働力の前提>

「労働力需給の推計」（2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構）

- ① 労働参加進展シナリオ
- ② 労働参加漸進シナリオ
- ③ 労働参加現状シナリオ

| 就業者数 | | 就業率 ※15歳以上人口に占める割合 | |
|---------------|--|--------------------|--|
| 2022年 (実績) | 2040年 | 2022年 (実績) | 2040年 |
| 6,724万人 | 労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人 | 60.9% | 労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9% |

<経済の前提>

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定（2024年4月）

- ① 高成長実現ケース
- ② 成長型経済移行・継続ケース
- ③ 過去30年投影ケース
- ④ 1人当たりゼロ成長ケース

| | | 将来の経済状況の仮定 | | <長期の経済前提> | | | | 参考(推計結果) | |
|---------------|-------------------|----------------------|----------------|-----------|----------------|---------|------------|----------|----------------|
| | | 労働力率 | 全要素生産性(TFP)上昇率 | 物価上昇率 | 賃金上昇率(実質<対物価>) | 運用利回り | | 実質経済成長率 | 人口1人当たり実質経済成長率 |
| | | | | | | 実質<対物価> | スプレッド<対賃金> | | |
| 高成長実現ケース | 中長期試算成長実現ケースに接続 | 成長実現・労働参加進展シナリオ | 1.4% | 2.0% | 2.0% | 3.4% | 1.4% | 1.6% | 2.3% |
| 成長型経済移行・継続ケース | 中長期試算参考ケースに接続 | | 1.1% | 2.0% | 1.5% | 3.2% | 1.7% | 1.1% | 1.8% |
| 過去30年投影ケース | 中長期試算ベースラインケースに接続 | 成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ | 0.5% | 0.8% | 0.5% | 2.2% | 1.7% | ▲0.1% | 0.7% |
| 1人当たりゼロ成長ケース | | 一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ | 0.2% | 0.4% | 0.1% | 1.4% | 1.3% | ▲0.7% | 0.1% |

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

足下の所得代替率※（2024年度）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

61.2%

比例：25.0%
基礎：36.2%

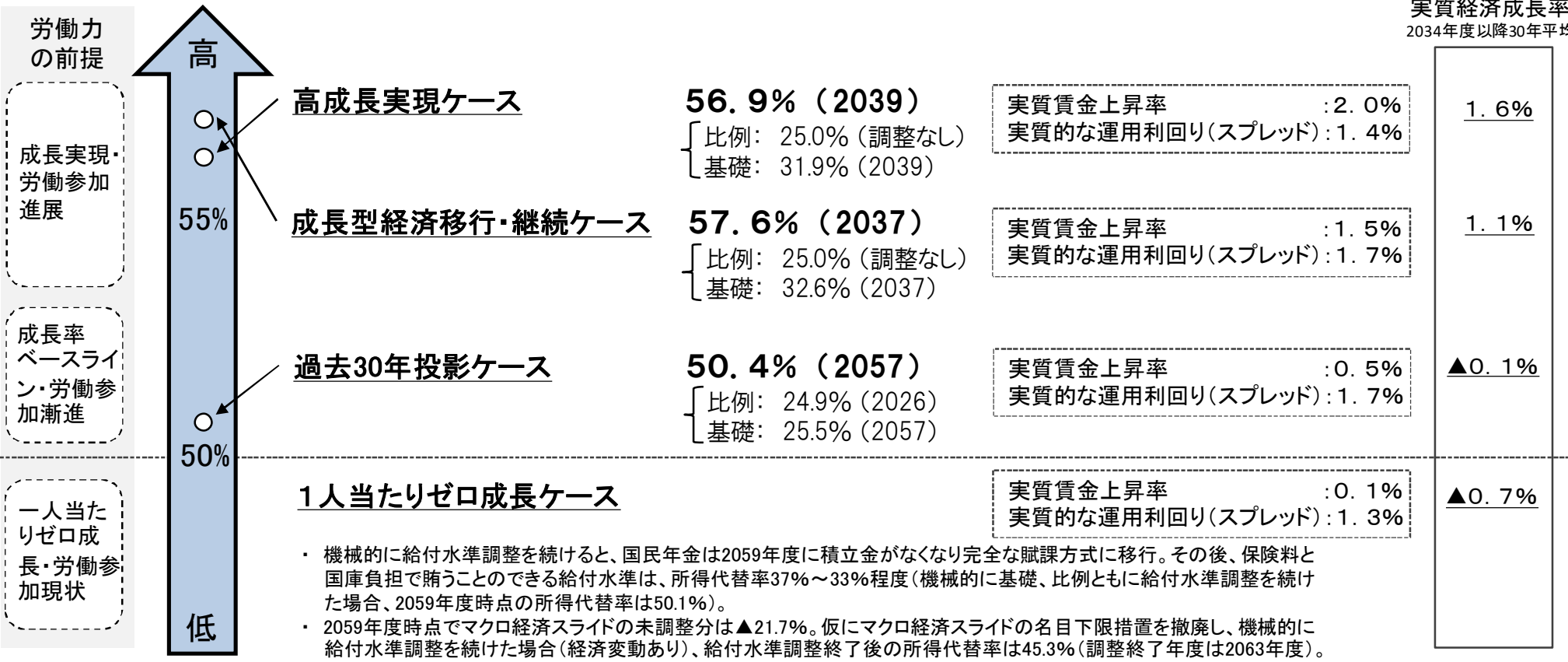
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度： 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。(高成長実現ケース：+0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4%ポイント、過去30年投影ケース：+0.3%ポイント)

注1：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

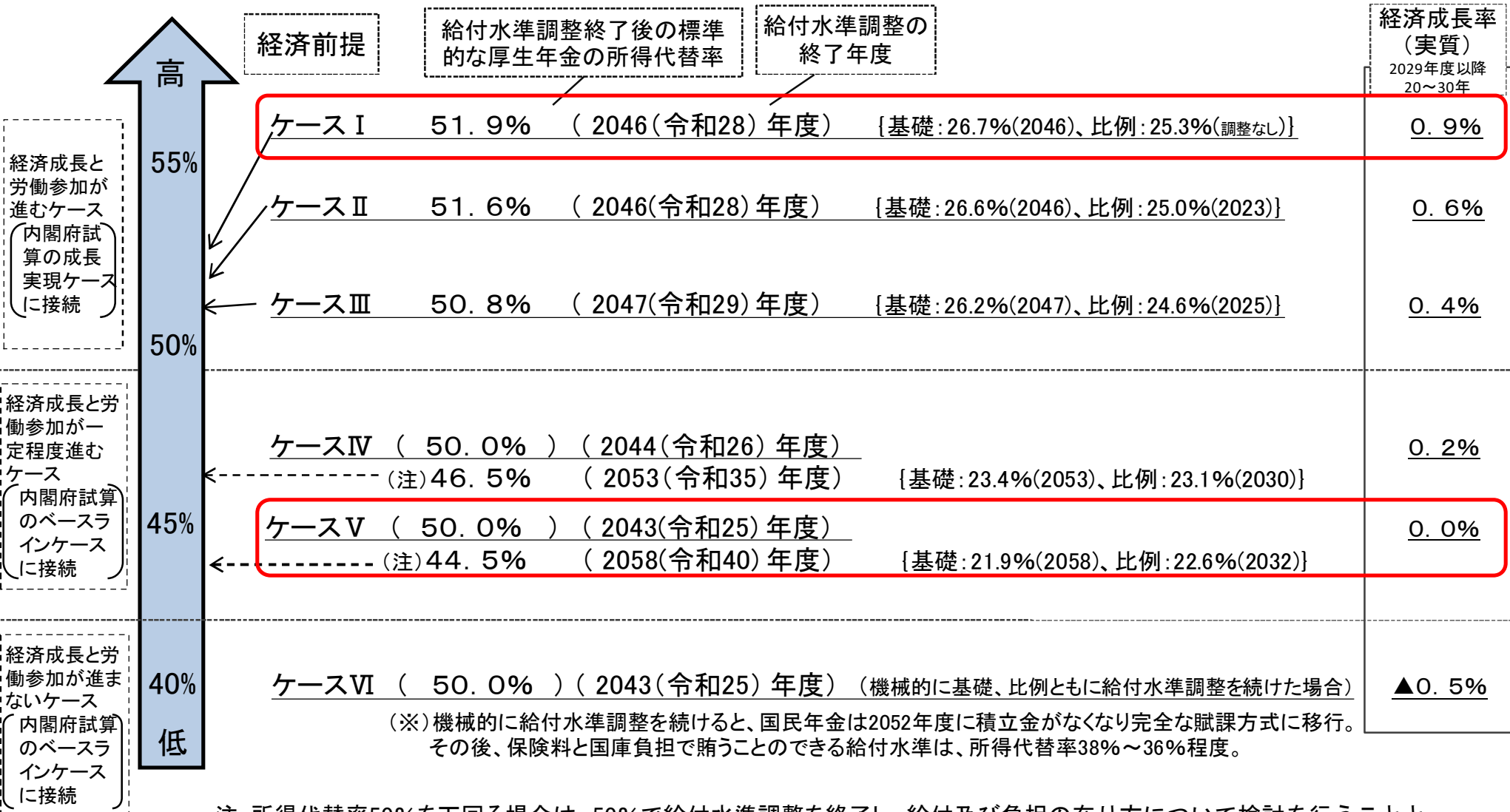
－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位) －

※ 所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率



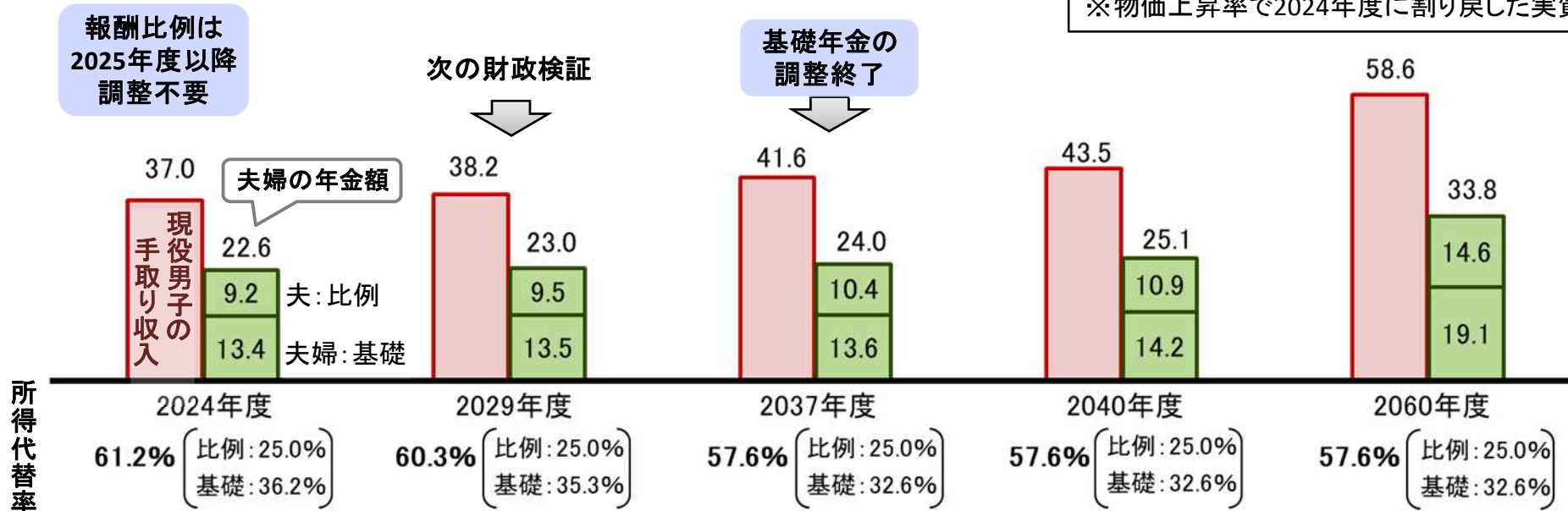
(※)機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。

注:所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

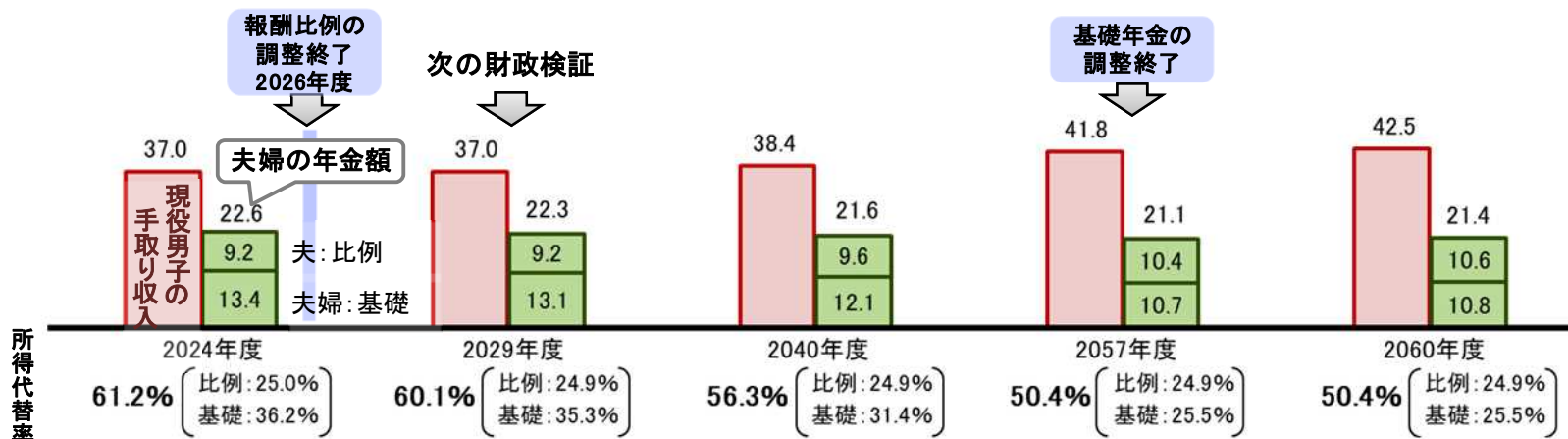
所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価)1.5%）

単位：万円(月額)
 ※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



過去30年投影ケース（実質賃金上昇率(対物価)0.5%）



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
 ※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
 ※ 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合
(約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)

5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
- ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数【万人】

| | 計 | 1号→2号 | 3号→2号 | 非加入→2号 |
|---|-----|-------|-------|--------|
| ① | 90 | 40 | 30 | 20 |
| ② | 200 | 70 | 90 | 40 |
| ③ | 270 | 130 | 90 | 50 |
| ④ | 860 | 380 | 290 | 200 |

フルタイム
4,780万人

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590万人

週所定労働時間
4分の3 (注4)

厚生年金の被保険者
(短時間)

令和2年改正までの
適用拡大の効果

企業規模要件撤廃

5人未満個人事業所

5人以上個人事業所の
非適用業種の解消

70万人・・・C
〔5人未満個人
※短時間を含む〕

20万人・・・A
〔5人以上個人
非適用業種
※短時間を含む〕

学生等
20万人
(注3)

フルタイム
以外
960万人

うち
20時間以上
380万人

うち
20時間未満
580万人

90万人
〔企業規模
100人超〕

20万人
〔企業規模
50人超100人以下〕

70万人
〔企業規模
50人以下〕・・・A

110万人〔月8.8万円未満〕・・・B

410万人〔10~20時間〕

180万人〔10時間未満〕

賃金要件撤廃又は
最低賃金の引上げ

適用事業所

非適用事業所
(未適用者を含む)

注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。

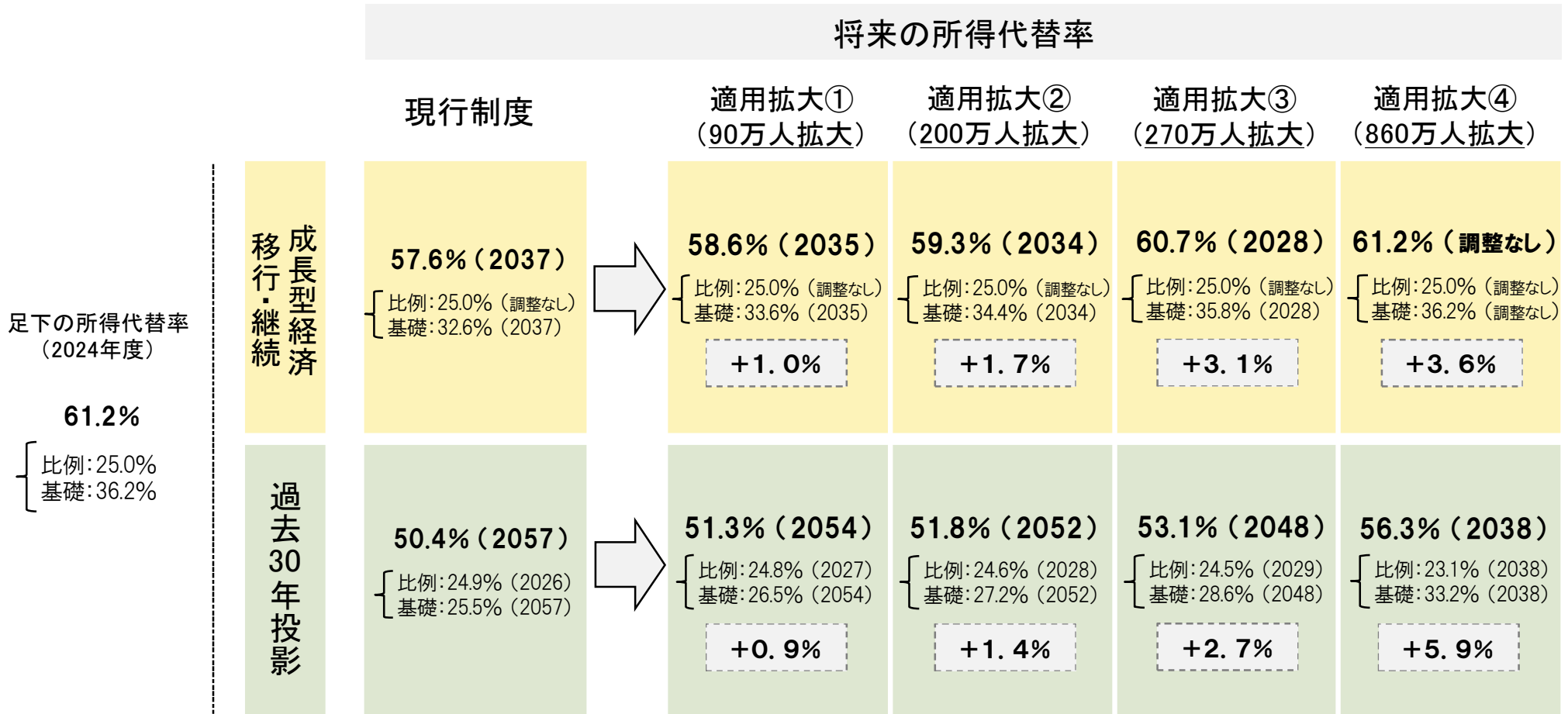
注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。

注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。

注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 - ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 - ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 - ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)
- ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



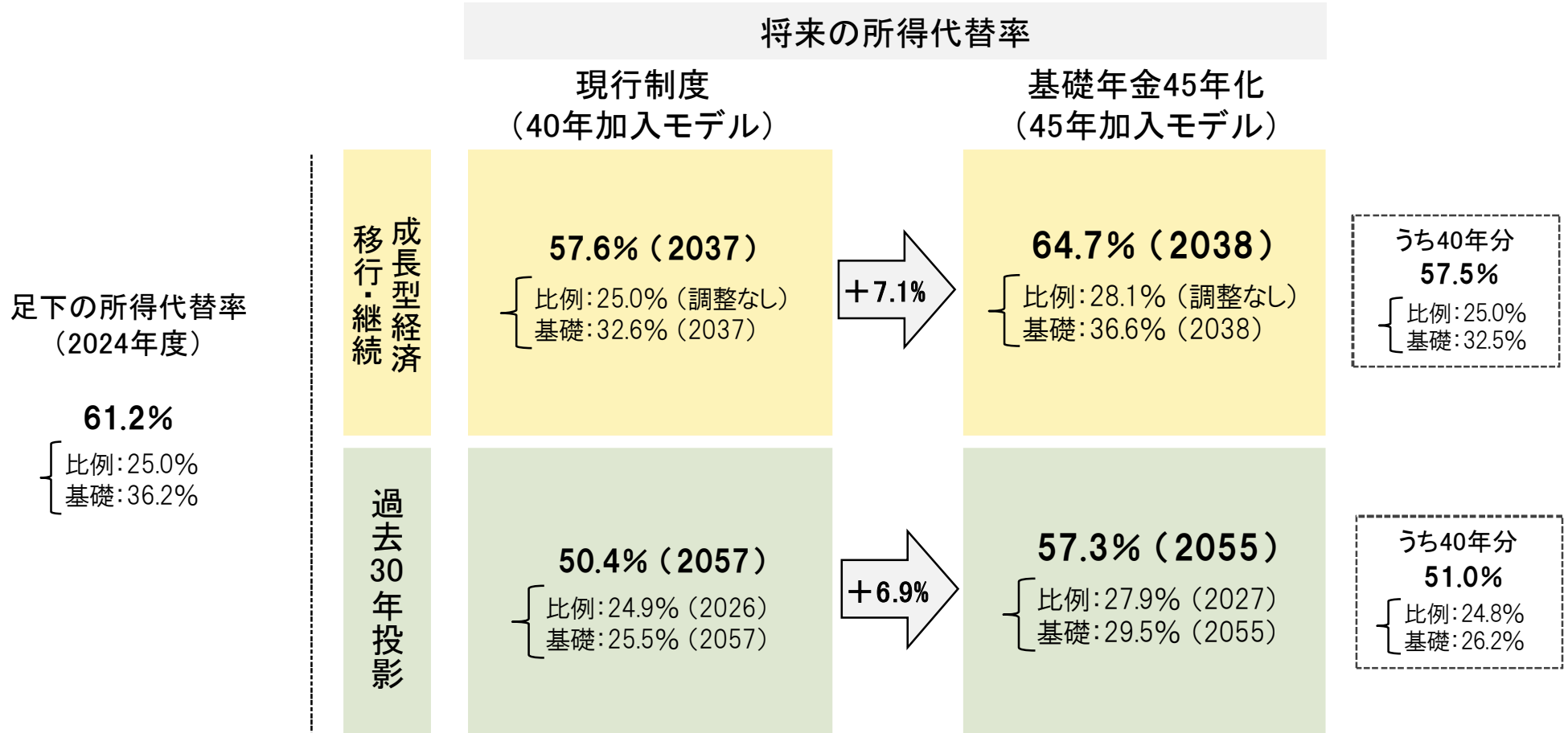
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

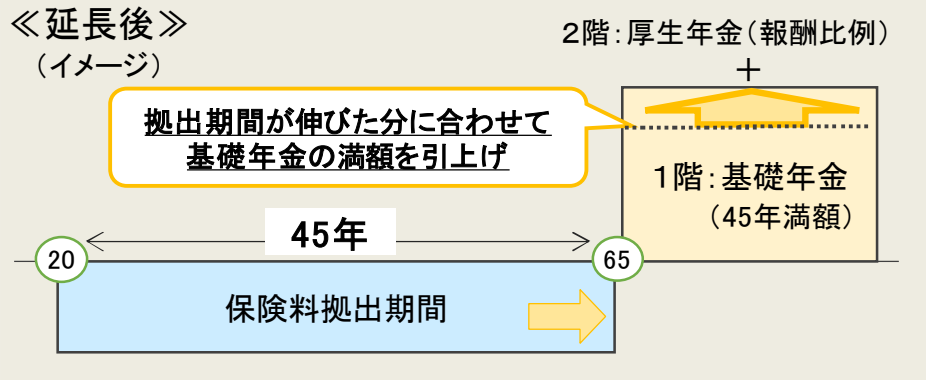
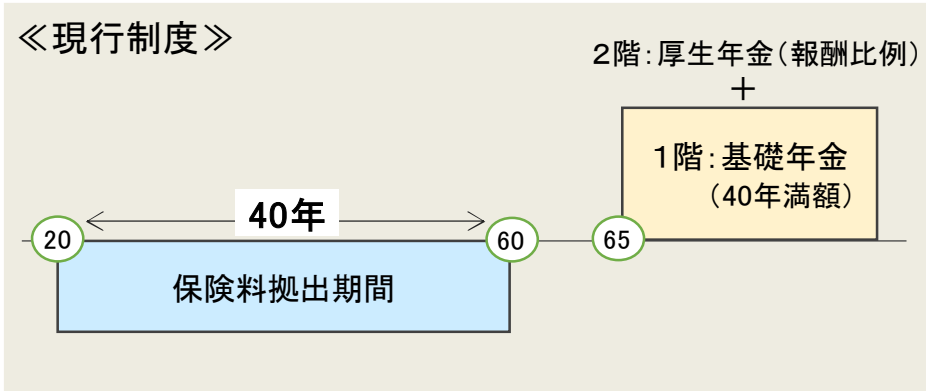
注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ



試算の前提(基礎年金) — 個人ベースの負担と給付の関係 —

| 被保険者区分 | 負担(保険料) | 給付(基礎年金) |
|--------|----------------------------|------------------------------|
| 1号 | 60～64歳の5年間追加で保険料負担 (※2) | 60～64歳の5年間の負担に応じた給付増 (※1) |
| 2号・3号 | 追加の保険料負担なし | 60～64歳の5年分に対応する給付増 |

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)
なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60～64歳においても同様に適用される前提で試算。

※3: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※4: 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

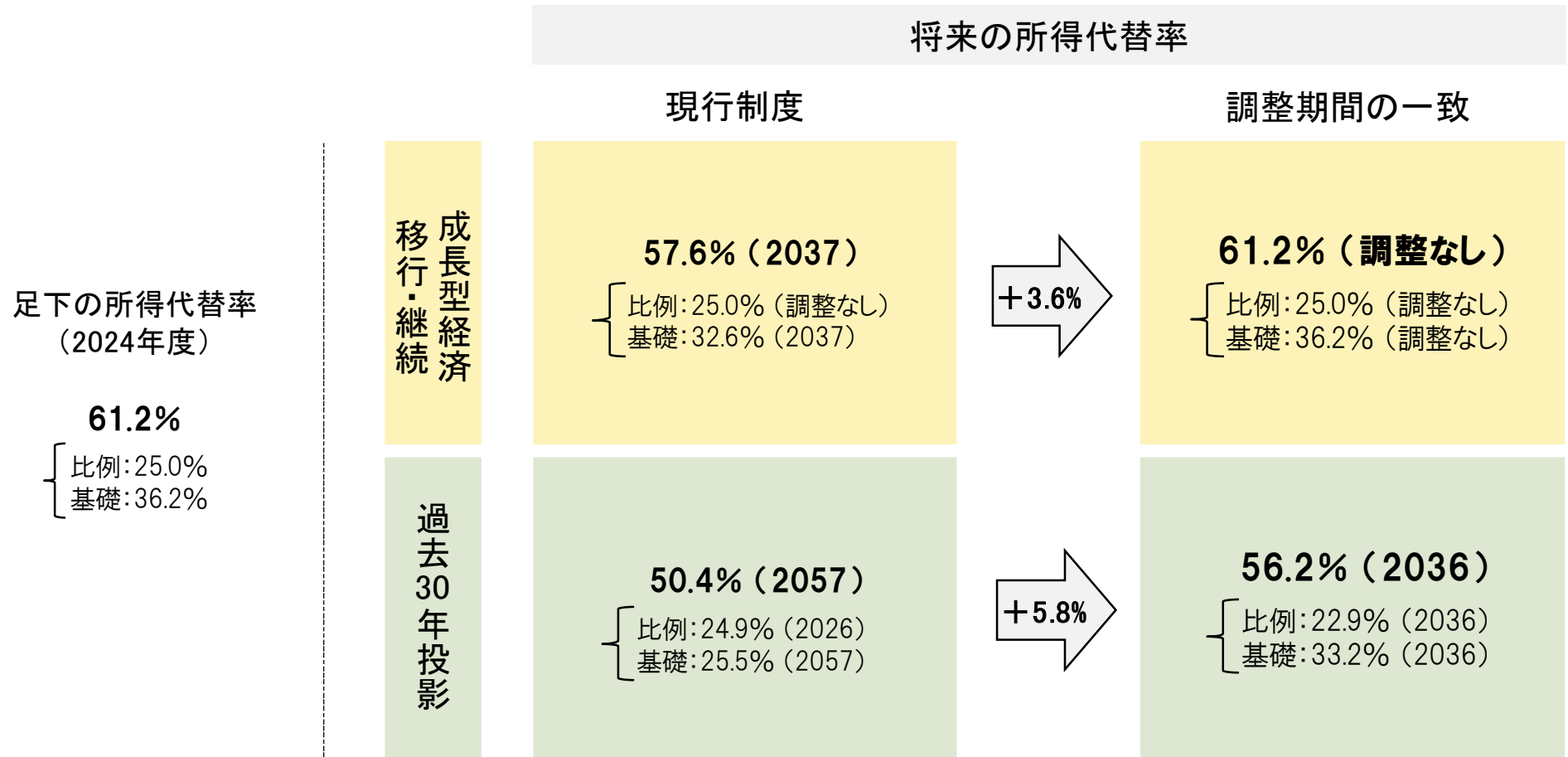
※5: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

4. 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

○ 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）を撤廃した場合

・ 試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下（基礎年金への影響はない）。

⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響
(2022年度末データ)

| 支給停止基準額 | 支給停止者数 | 支給停止額 | 支給停止基準額見直しによる給付増 |
|---------------------|---------------|---------|------------------|
| 現行 [2022年度 47万円] | 50万人 (16%) | 4,500億円 | — |
| 53万円 | 37万人 (12%) | 3,600億円 | 900億円 |
| 56万円 | 33万人 (11%) | 3,200億円 | 1,300億円 |
| 59万円 | 29万人 (10%) | 2,700億円 | 1,800億円 |
| 62万円 | 27万人 (9%) | 2,300億円 | 2,200億円 |
| 65万円 | 25万人 (8%) | 1,900億円 | 2,600億円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 撤廃 | — | — | 4,500億円 |

高在老の撤廃

所得代替率への影響

比例：▲0.5%

※ 基礎は影響なし

【参考】高在老の撤廃による給付増
(報酬比例部分)

2030年度：5,200億円
2040年度：6,400億円
2060年度：4,900億円

※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの

注1：所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している（人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人））。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率（比例）：[現行]24.9%（2026年度）→[高在老撤廃]24.4%（2029年度）※（ ）内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見直しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2：右表の支給停止者数における（ ）内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者（308万人）に対する割合である。

注3：右表の支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

○ 厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)

- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。

※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。

⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

| 標準報酬月額上限 | 上限該当者数 ^(注1) ※()内は上限該当者の割合 | 保険料収入の増加額 ^(注2) ※()内は事業主負担分 | 所得代替率への影響 ^(注3) |
|-----------------|--|---|---------------------------|
| 現行 65万円 | 259万人 (6.2%) | — | — |
| 上限の見直し① 75万円 | 168万人 (4.0%) | 4,300億円 (2,150億円) | 比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし |
| 上限の見直し② 83万円 | 123万人 (3.0%) | 6,600億円 (3,300億円) | 比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし |
| 上限の見直し③ 98万円 | 83万人 (2.0%) | 9,700億円 (4,850億円) | 比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし |

| <参考> 上限該当者に係る ^(注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例 |
|--|
| 6.1万円/年 (終身) |
| 11.0万円/年 (終身) |
| 20.1万円/年 (終身) |

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度 [現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①:75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②:83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③:98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

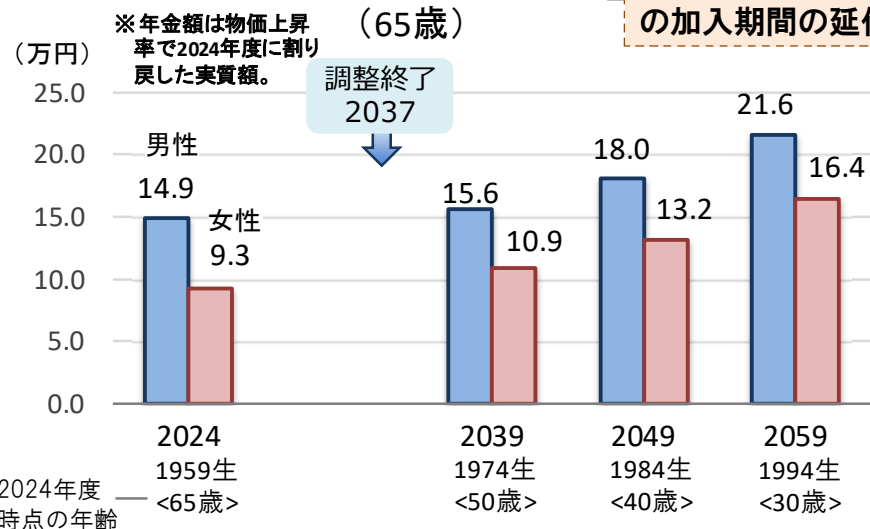
注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

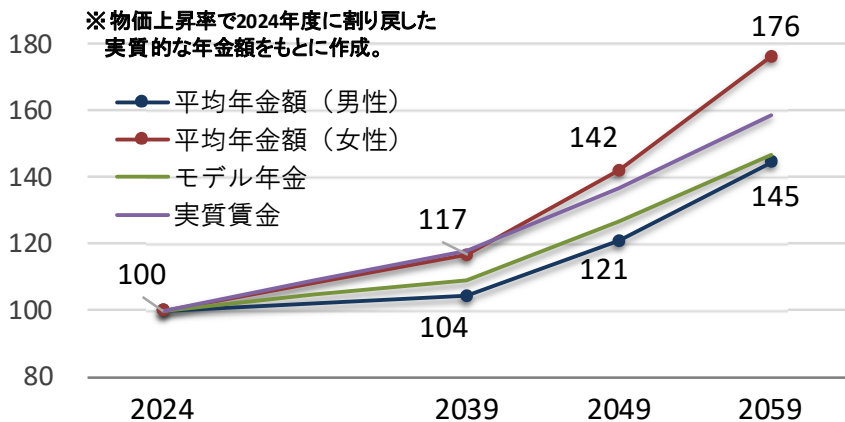
成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価) 1.5%）

○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

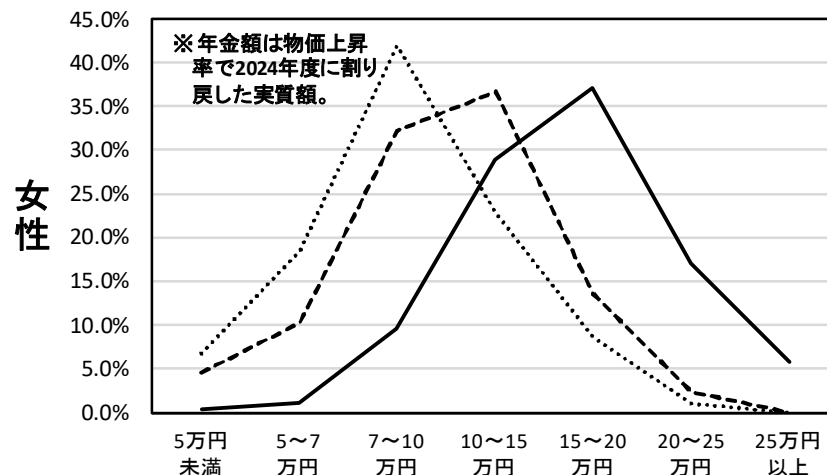
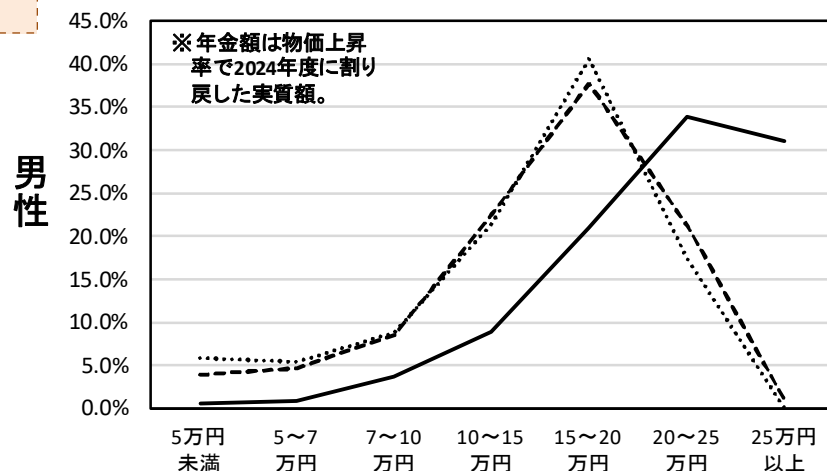
平均年金額【1人分】（65歳）



年金の伸び



年金月額の分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - 1974年度生 <50歳> — 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

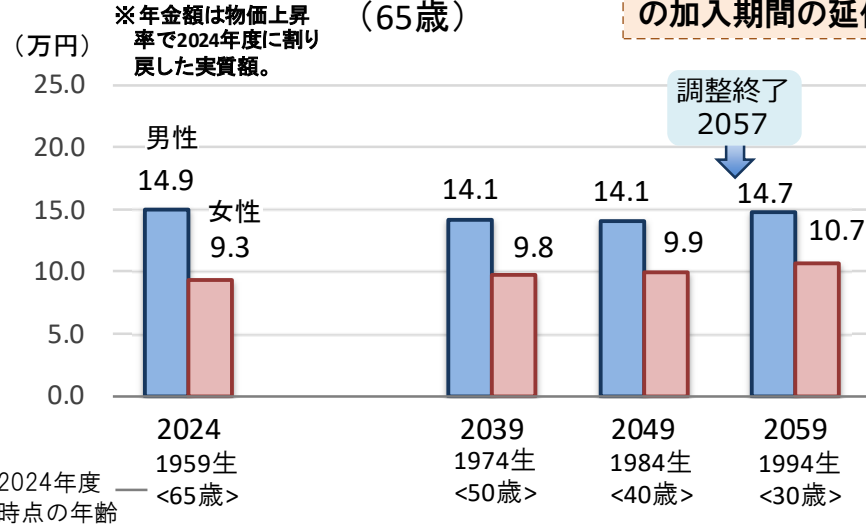
※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

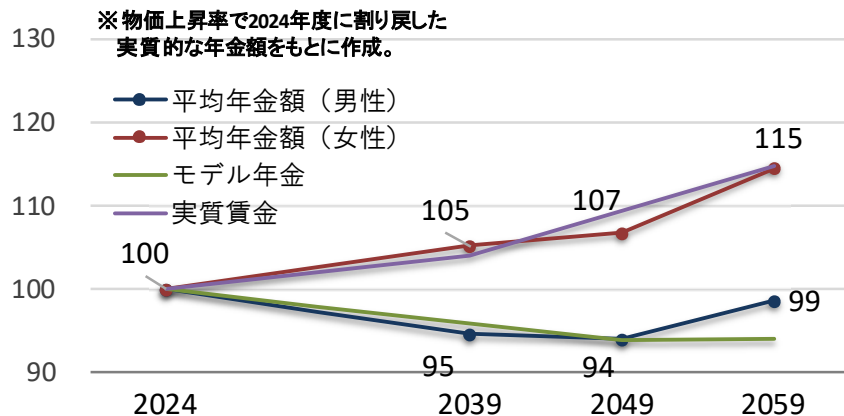
過去30年投影ケース（実質賃金上昇率(対物価)0.5%）

○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

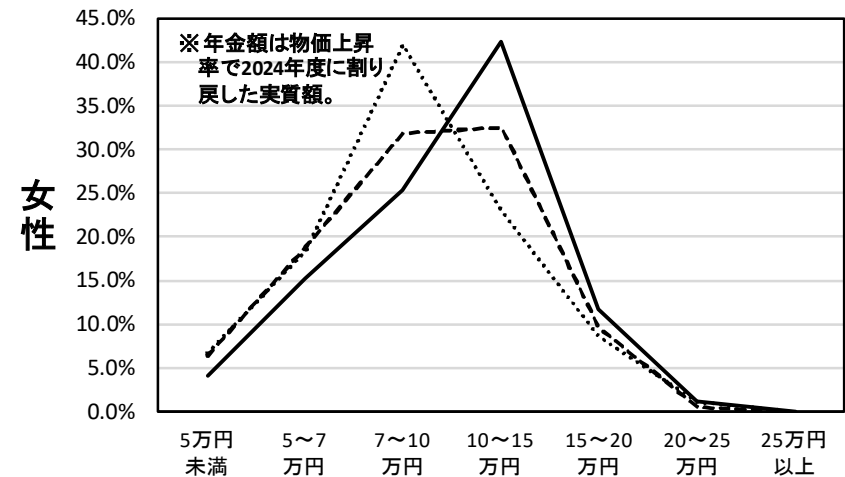
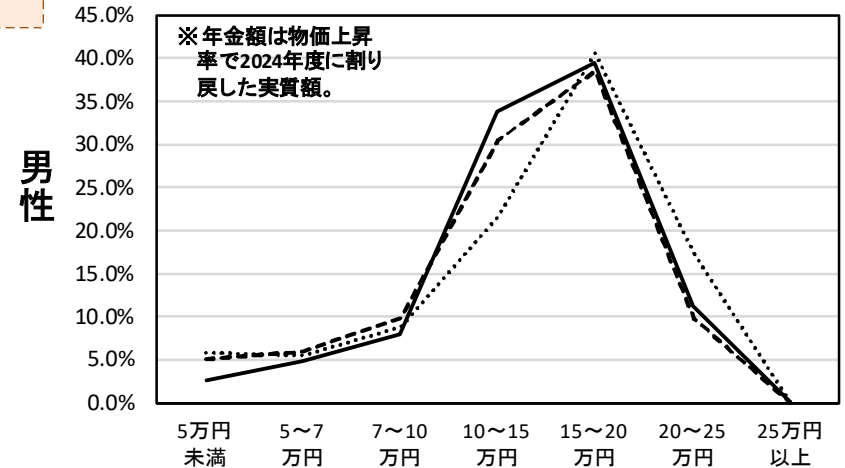
平均年金額【1人分】 （65歳）



年金の伸び



年金月額分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - - 1974年度生 <50歳> ——— 1994年度生 <30歳>

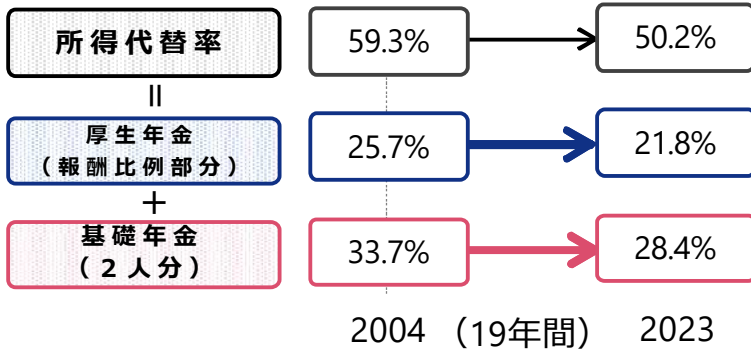
※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

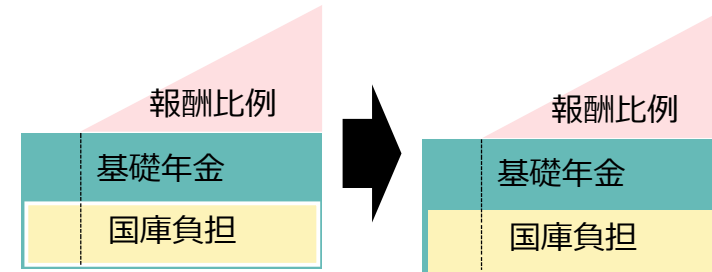
調整期間の一致

(参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

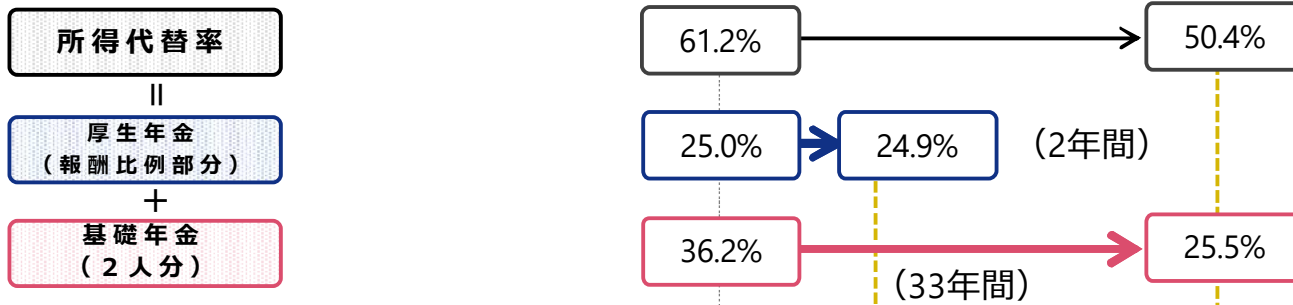
《平成16(2004)年財政再計算》 ※ 基本ケース



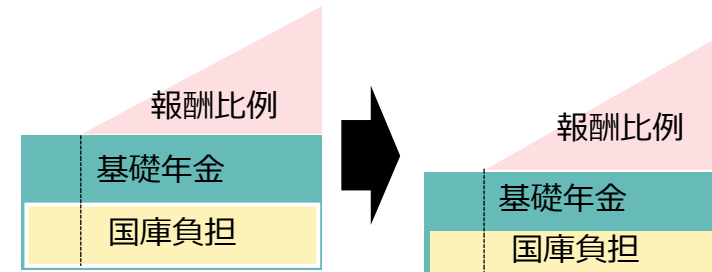
＜バランスの維持＞



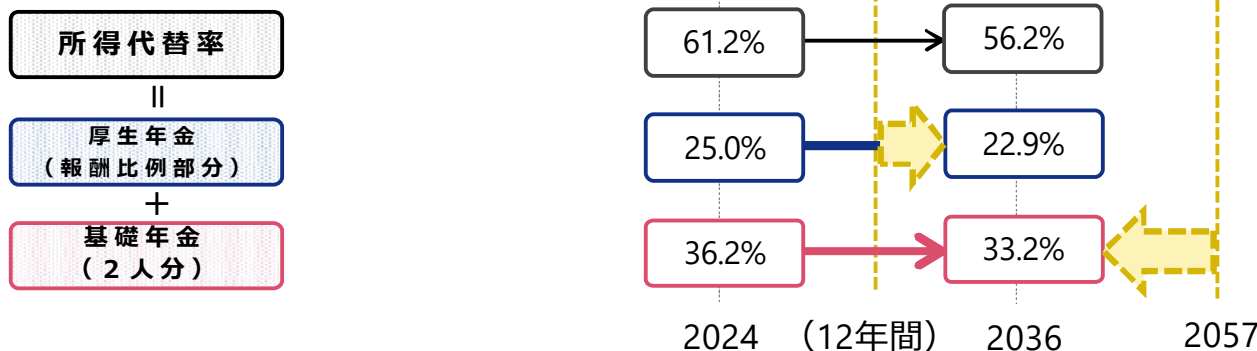
《令和6(2024)年財政検証》 ※ 過去30年投影ケース



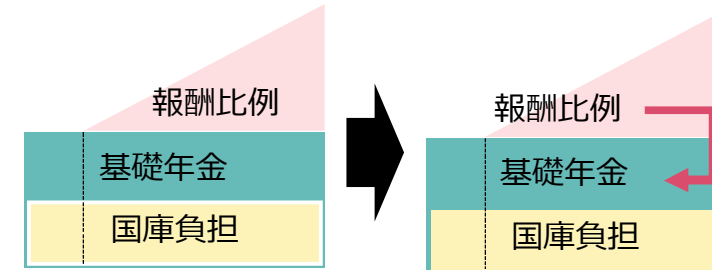
＜バランスの偏り＞ (基礎年金の割合の低下)



《調整期間の一致》



＜バランスの維持＞

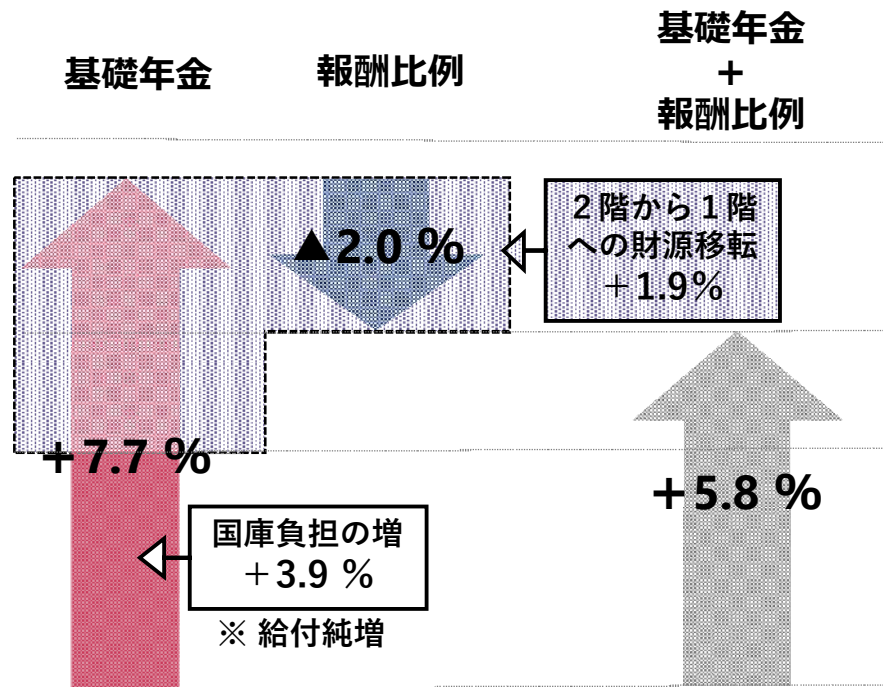


調整期間一致に伴う給付水準の変化

所得代替率の変化（給付水準調整終了後）

※ 令和6（2024）年財政検証 過去30年投影ケース

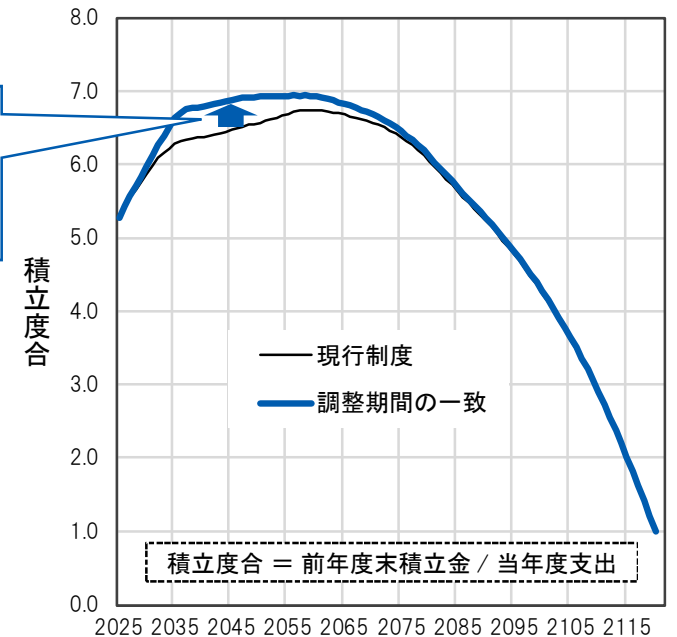
| | 現行制度 | | 調整期間一致 | |
|------|--------|---|--------|-------------|
| | 50.4 % | → | 56.2 % | [+ 5.8 %] |
| 報酬比例 | 24.9 % | → | 22.9 % | [▲ 2.0 %] |
| 基礎年金 | 25.5 % | → | 33.2 % | [+ 7.7 %] |



足下世代の2階の財源が将来世代の1階の給付へ移転される影響により、積立度合は現行制度より上昇

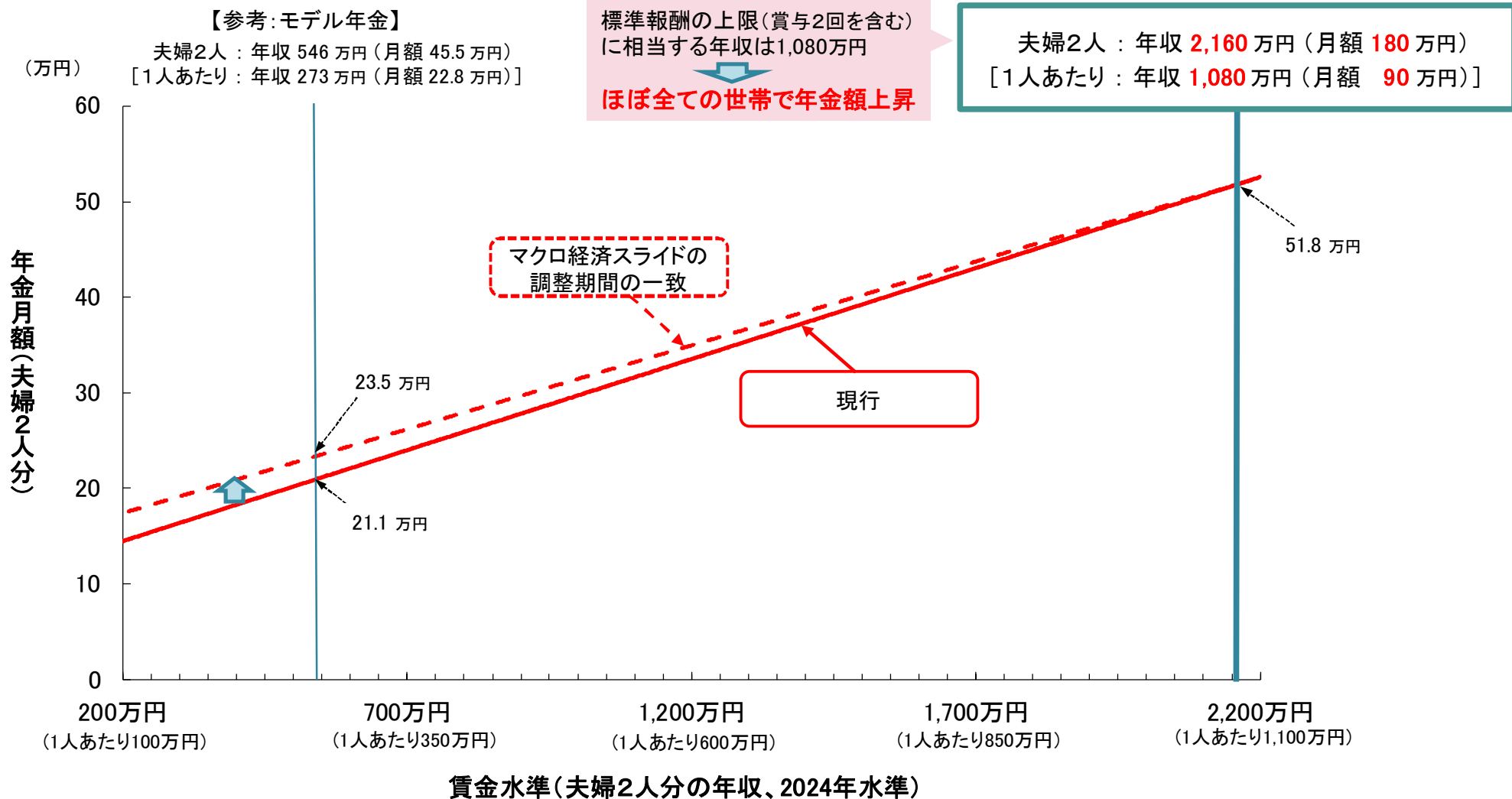
世代間の分配の調整により将来の給付水準を確保

【積立度合の変化（国民年金+厚生年金）】



(参考) 賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（＝1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。（2022年度末の厚生年金（共済分除く）の受給権者に基づく試算）

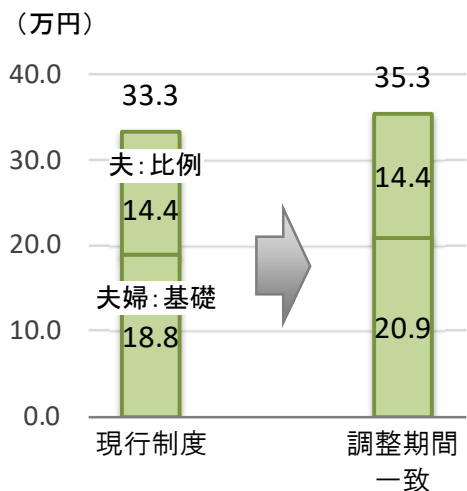
将来の年金額への影響(マクロ経済スライドの調整期間一致)

— 令和6(2024)年財政検証 成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース —

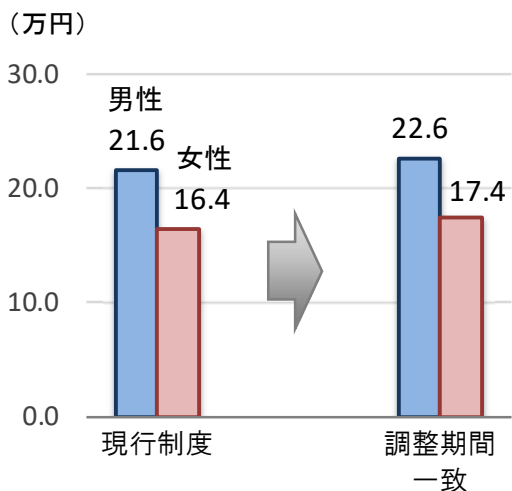
○マクロ経済スライドの調整期間の一致は、将来(2059)の年金水準の確保に効果あり。(特に基礎年金や低年金)

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

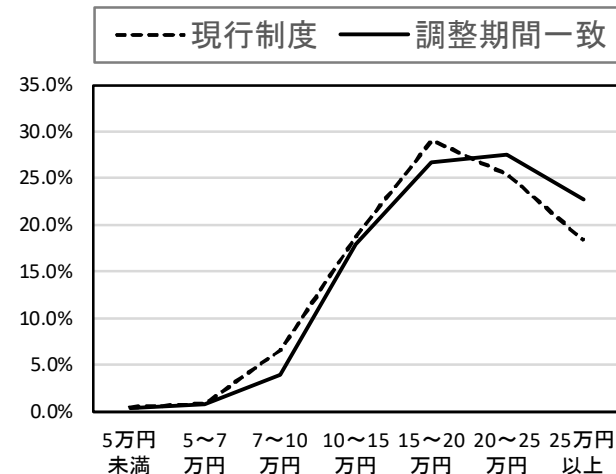
モデル年金(2059年)
【夫婦2人】



平均年金額(2059年に65歳)
【1人分】 1994生<30歳>

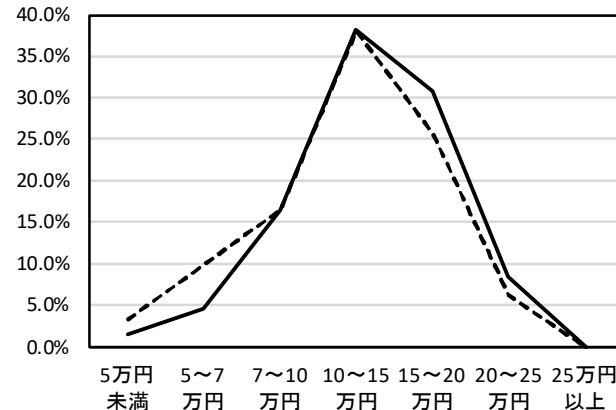
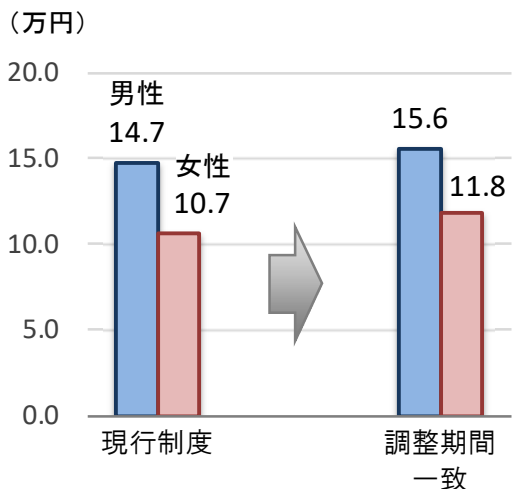
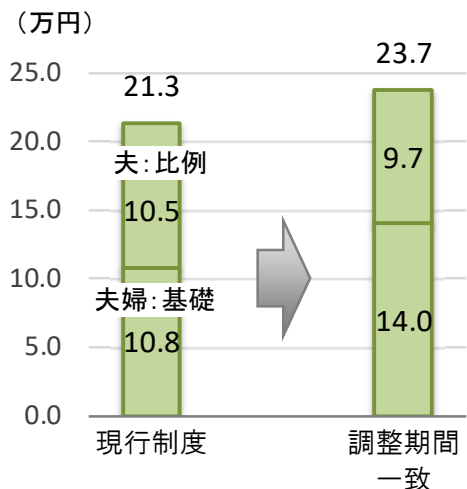


年金額分布(2059年に65歳)
1994生<30歳>



成長型経済移行・継続

過去30年投影

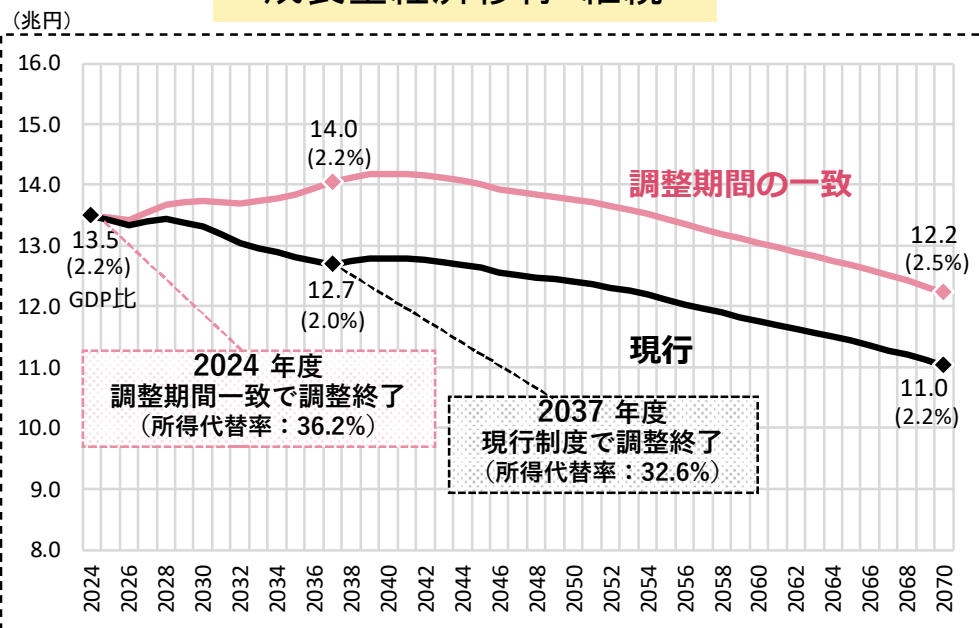


注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

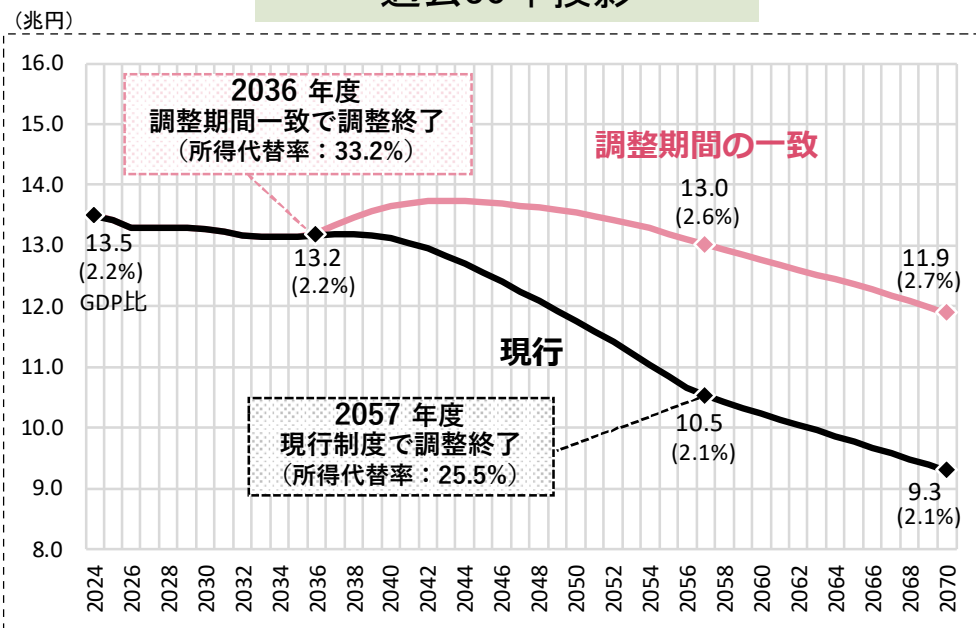
注2: <>内は2024年時点の年齢

(参考) マクロ経済スライドの調整期間一致による国庫負担の見通しの変化

成長型経済移行・継続



過去30年投影



(単位:兆円)

| | 現行 | | 調整期間一致 | | 調整期間一致による影響 |
|------|----------|--------|----------|--------|-------------|
| | 2024年度価格 | (GDP比) | 2024年度価格 | (GDP比) | |
| 2024 | 13.5 | (2.2%) | 13.5 | (2.2%) | - |
| 2025 | 13.4 | (2.2%) | 13.5 | (2.2%) | 【+0.0】 |
| 2030 | 13.3 | (2.1%) | 13.7 | (2.2%) | 【+0.4】 |
| 2037 | 12.7 | (2.0%) | 14.0 | (2.2%) | 【+1.4】 |
| 2040 | 12.8 | (2.0%) | 14.2 | (2.2%) | 【+1.4】 |
| 2050 | 12.4 | (2.1%) | 13.8 | (2.4%) | 【+1.4】 |
| 2060 | 11.8 | (2.2%) | 13.0 | (2.4%) | 【+1.3】 |
| 2070 | 11.0 | (2.2%) | 12.2 | (2.5%) | 【+1.2】 |

(単位:兆円)

| | 現行 | | 調整期間一致 | | 調整期間一致による影響 |
|------|----------|--------|----------|--------|-------------|
| | 2024年度価格 | (GDP比) | 2024年度価格 | (GDP比) | |
| 2024 | 13.5 | (2.2%) | 13.5 | (2.2%) | - |
| 2025 | 13.4 | (2.2%) | 13.4 | (2.2%) | - |
| 2030 | 13.3 | (2.2%) | 13.3 | (2.2%) | - |
| 2036 | 13.2 | (2.2%) | 13.2 | (2.2%) | 【+0.0】 |
| 2040 | 13.1 | (2.3%) | 13.6 | (2.4%) | 【+0.5】 |
| 2050 | 11.8 | (2.2%) | 13.5 | (2.6%) | 【+1.8】 |
| 2057 | 10.5 | (2.1%) | 13.0 | (2.6%) | 【+2.5】 |
| 2060 | 10.2 | (2.1%) | 12.8 | (2.7%) | 【+2.5】 |
| 2070 | 9.3 | (2.1%) | 11.9 | (2.7%) | 【+2.6】 |

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

(参考) マクロ経済スライドの調整期間を一致させる場合における調整終了年度の決定方法

○ 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。

現行制度（2段階方式）

第1段階 国民年金の財政均衡
(⇒ 基礎年金水準の決定)

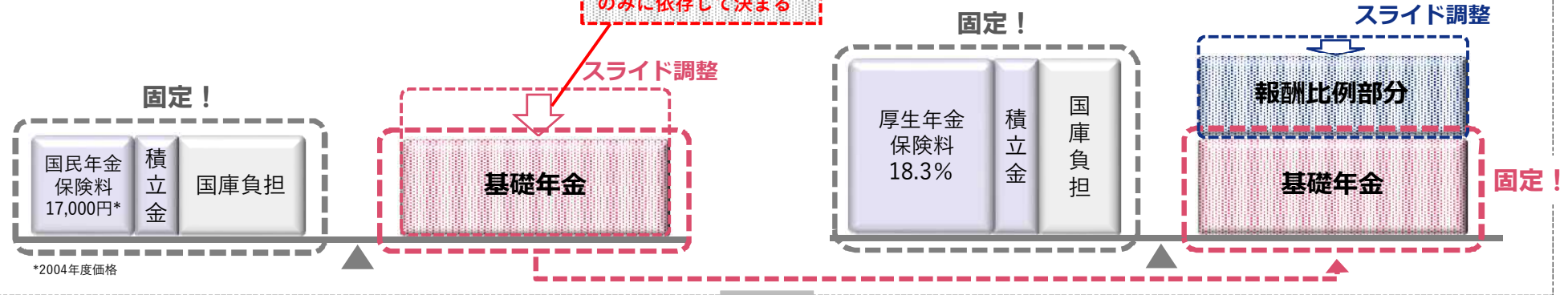
※ 1号被保険者に係る財政である

全国民共通の基礎年金
の水準が国民年金(第1
号被保険者)の財政状況
のみに依存して決まる

第2段階 厚生年金の財政均衡
(⇒ 報酬比例水準の決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

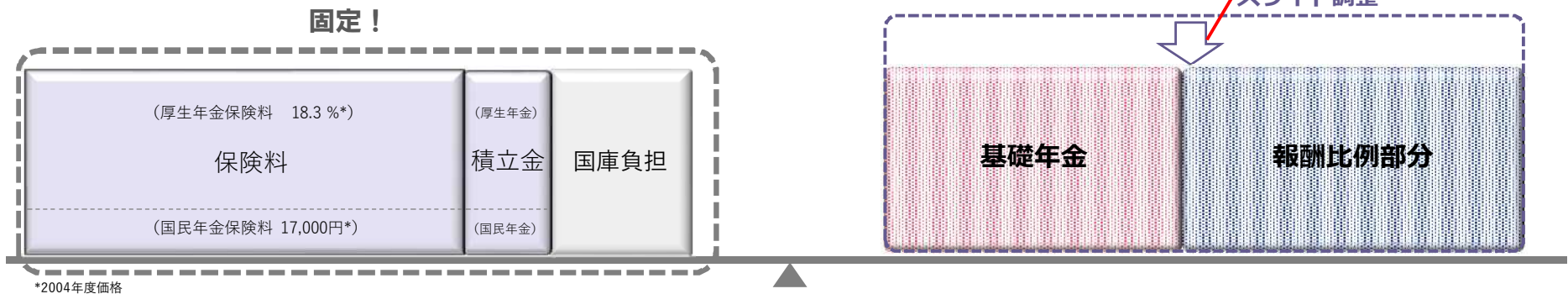
基礎年金低下
⇒
報酬比例上昇



調整期間の一致（1段階方式）

公的年金全体の財政均衡
(⇒ 基礎年金水準と報酬比例水準の同時決定)

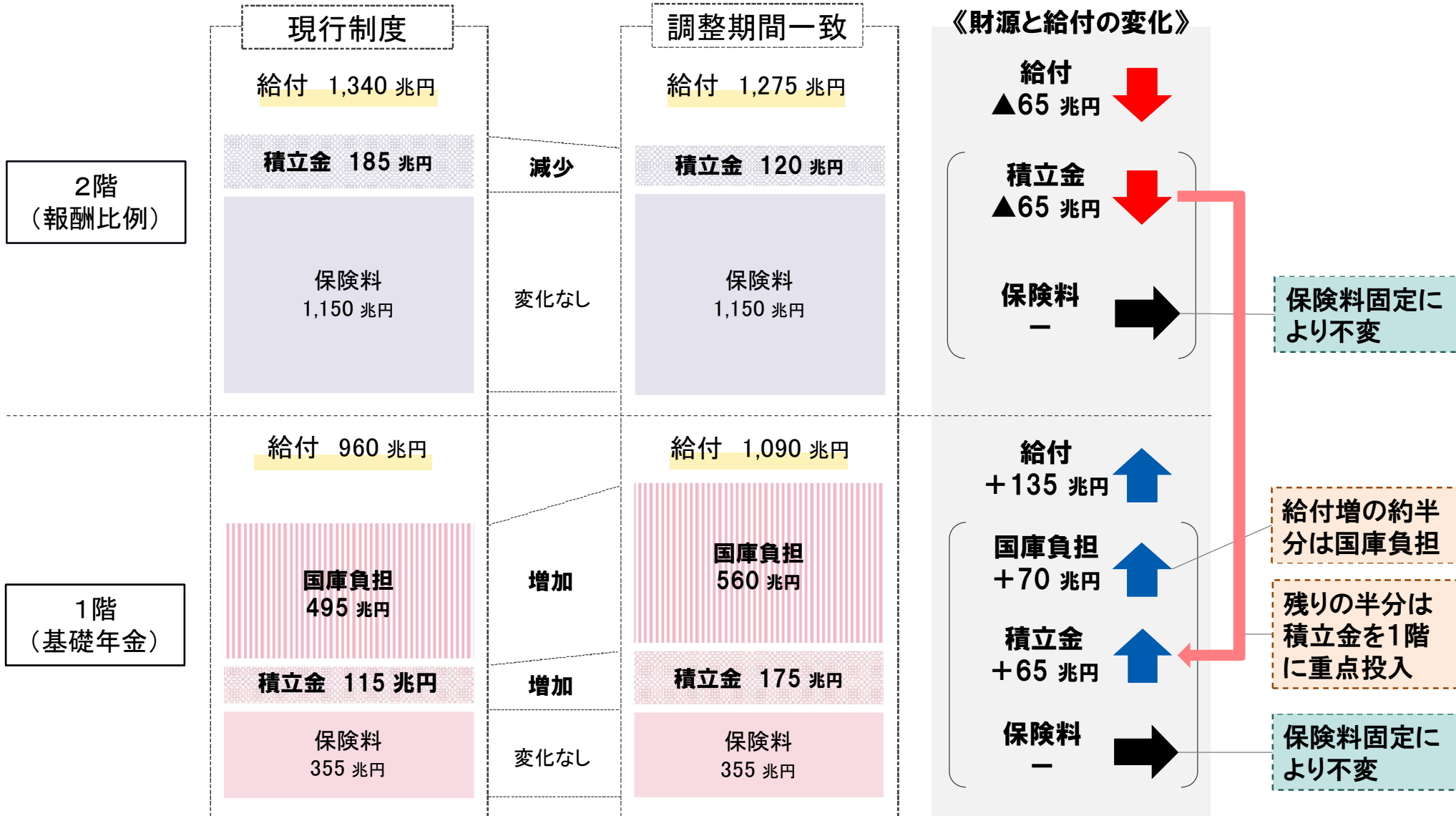
公的年金全体の財政均衡
で年金水準が決定



マクロ経済スライドの調整期間の一致による財源と給付の変化

《過去30年投影ケース》

概ね100年間にわたる財源と給付を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。

※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。

注2: 国庫負担の増(+70兆円)には、特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫)の増が含まれるため、給付増の半分を上回る。

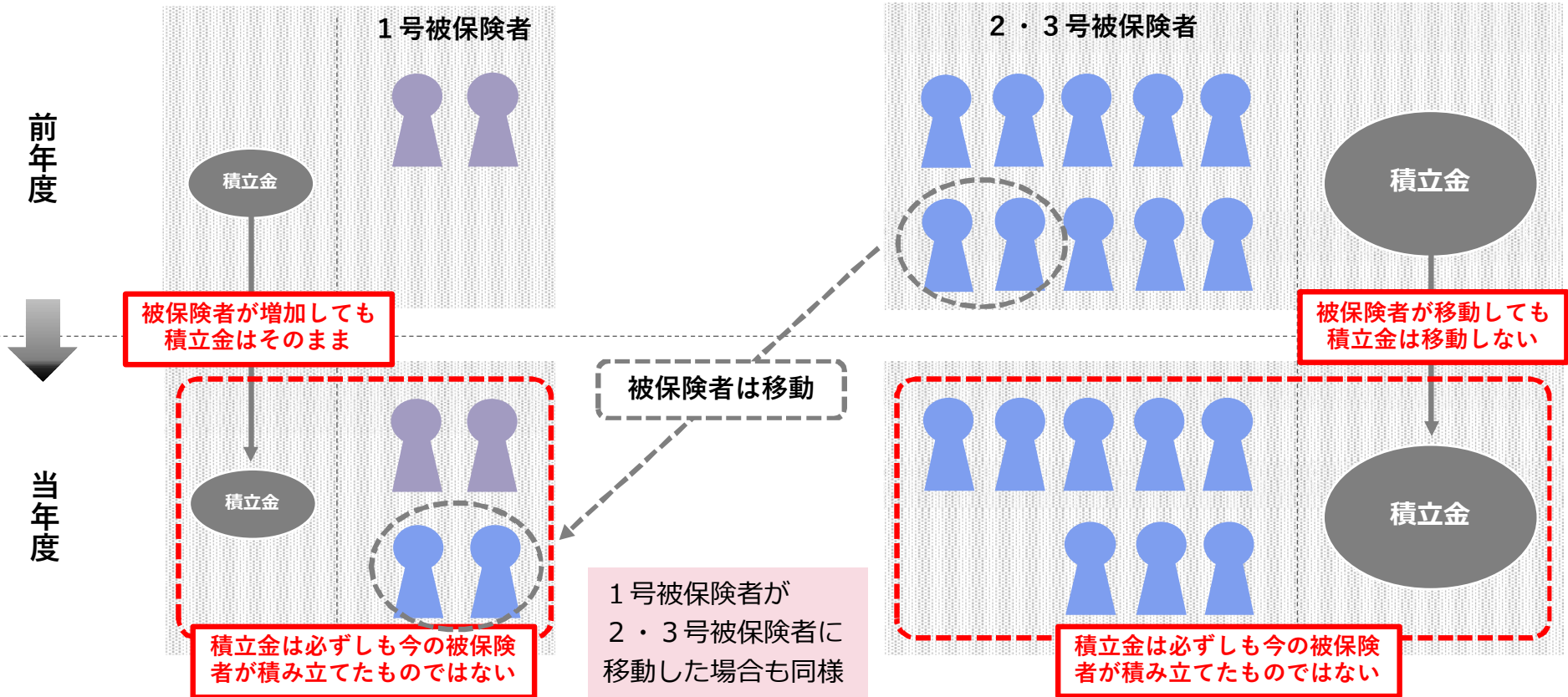
積立金の性質

- 賦課方式の年金制度における積立金は、保険料を給付に充てて余った残余が積み立てられたもの
- このため、積立方式のように個人の持ち分という考え方はなく、被保険者が制度間を移動しても積立金は移動しない
- また、年金給付が大きくなった現在、保険料の残余はなく、現在の積立金は、過去の被保険者の保険料の残余が積み立てられ、運用により増大してきたもの
- したがって、厚生年金、国民年金の積立金は必ずしも今のそれぞれの制度の被保険者が積み立てたものではない

国民年金財政

※ 1号被保険者に係る財政である

厚生年金財政



老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間が第1号被保険者期間のみである者は、65歳の受給権者の3.0% (全受給権者の場合 8.1%)
- 残りの 97.0% (全受給権者の場合 91.9%) は、第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間(厚生年金の財政単位)の履歴がある者

<老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴>

| | 65歳の受給権者数 | | 受給権者数全体 | |
|---------------------|-----------|--------|---------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 1号期間のみ | 3万人 | 3.0% | 276万人 | 8.1% |
| 2号期間又は3号期間のみ | 31万人 | 28.8% | 844万人 | 24.9% |
| 1号期間と2号又は3号期間の両方を保有 | 74万人 | 68.2% | 2,263万人 | 66.9% |
| 計 | 108万人 | 100.0% | 3,382万人 | 100.0% |

(出典) 令和3年度の基礎年金受給権者データを基に作成

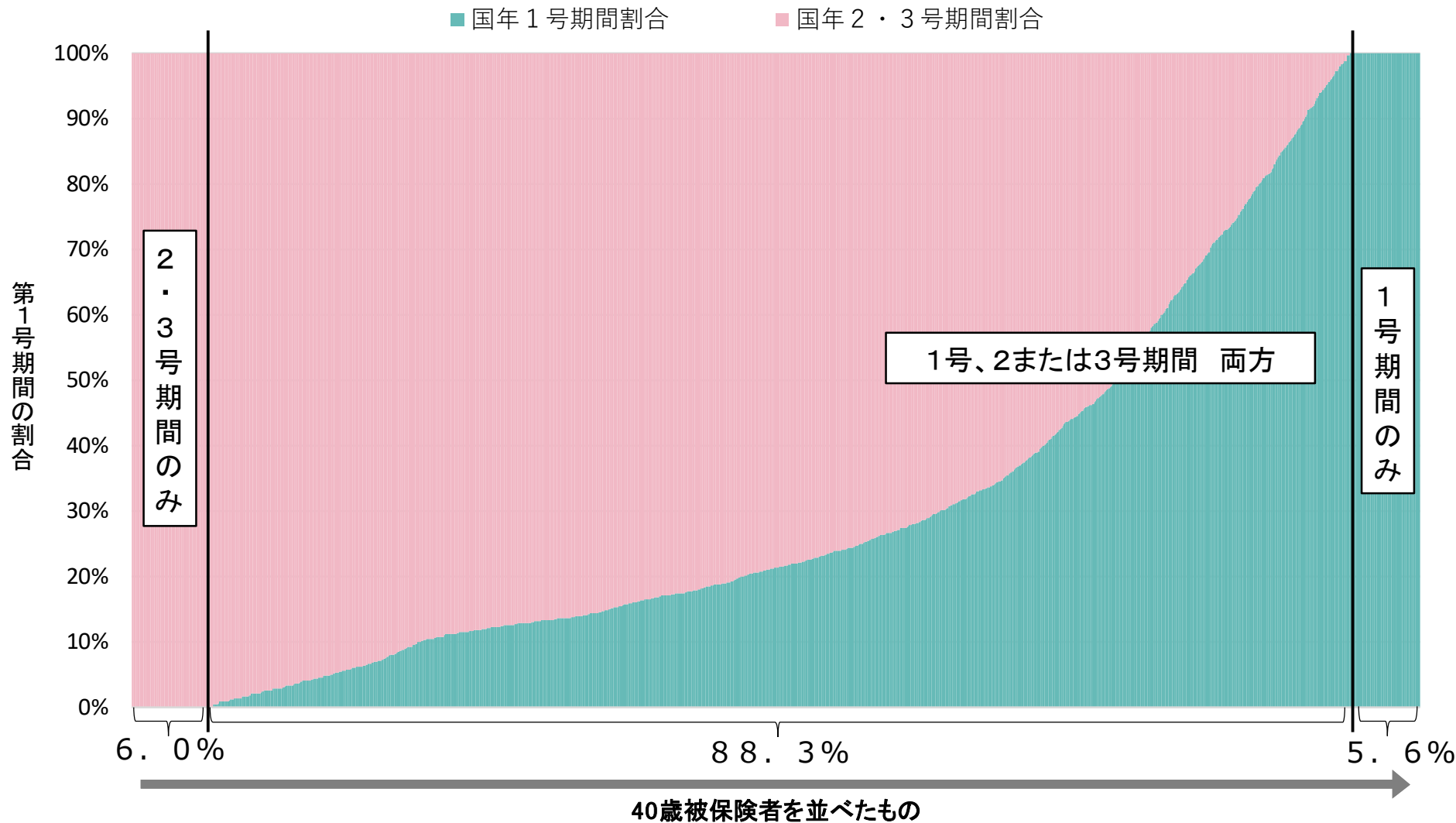
※ 未納期間及び納付猶予期間については、第1号期間に含めず集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※ 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意。

国年1号期間、国年2・3号期間配分別分布(40歳被保険者)

○ 40歳(1981年度生まれ)の被保険者について、過去の第1号期間、第2号(20~59歳に限る)・第3号期間を計算し、第1号期間の割合の低い順に並べると以下のとおり。



(出典)年金局調べ(令和3年度末時点)

※端数処理の関係で、内訳の合計は必ずしも100%とならない。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

年金額分布推計

《基礎データ》

2021年度末の個人単位の被保険者記録（5分の1抽出）

《推計対象及び期間》

昭和34（1959）年度生（2024年度に65歳）～平成16（2004）年度生（2024年度に20歳）の者の65歳時点の個人の老齢年金額等

※ 老齢年金額は、繰上げ、繰下げを選択せず65歳で裁定した場合の本来額（基礎年金（振替加算を含む）、報酬比例、経過的加算及び付加年金の合計。加給年金は除外。）を算定。障害年金、遺族年金を受給していない場合の老齢年金額を算定。また、障害基礎年金の受給者及び国外在住等により日本の公的年金の加入期間が20年に満たない者は対象外。

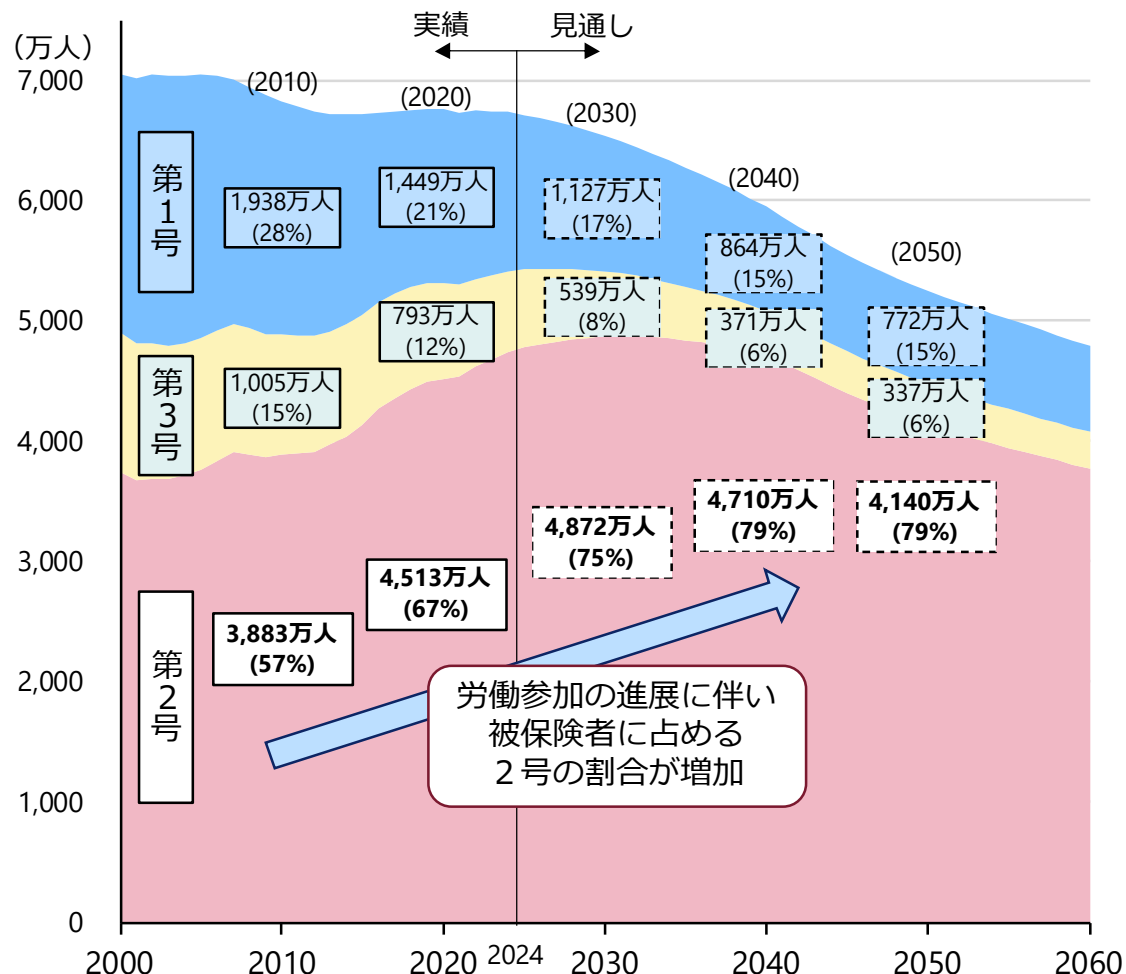
《推計方法等》

- 2021年度末時点の個人単位の被保険者記録をシミュレーションの始点とし、個人毎に加入制度、被保険者種別等の遷移、第1号被保険者の場合には保険料の免除、納付状況の遷移、厚生年金被保険者の場合には標準報酬の推移等をシミュレーションし、シミュレーションにより得られた65歳到達年度末時点の被保険者記録に基づき、老齢年金の年金額を計算。
- 令和6（2024）年財政検証と整合的になるよう、毎年度、次の項目が財政検証結果と一致するように試算。
 - ・ 加入制度、被保険者種別別の被保険者数（性・年齢別）
 - ・ 第1号被保険者の総納付月数の総計（性・年齢別）
 - ・ 厚生年金被保険者の標準報酬総額の総計（性・年齢別）

年金額分布推計のシミュレーションの方法（財政検証と連携）

- 公的年金被保険者に占める第2号被保険者数や割合は、過去増加してきており、将来も増加する見通し。このため、今後受給者となる世代の65歳到達時点の平均2号期間は、延伸することが財政検証において見込まれている。
- そのような被保険者数の将来推計を前提に、年金額分布の将来推計を実施。

1～3号被保険者数の実績と見通し（労働参加進展）



(注) 人数は年度間平均。ただし、実績は年度末値。また、「第2号」には65歳以上の厚生年金被保険者を含む。

財政検証(マクロ試算)

【実績】

労働参加の進展に伴い、2号被保険者数が増加し、被保険者に占める2号の割合が上昇。

【将来推計】

実績の傾向を踏まえ、さらに労働参加が進展。被保険者に占める2号の割合は、更なる上昇が見込まれる。

2号の割合 57% (2010) → 79% (2040)

※「日本の将来推計人口」(2023年4月)や「労働力需給の推計」(2024年3月)等に基づき推計

⇒ 今後、受給者となる世代の2号期間は延伸

年金額分布推計(ミクロ試算)

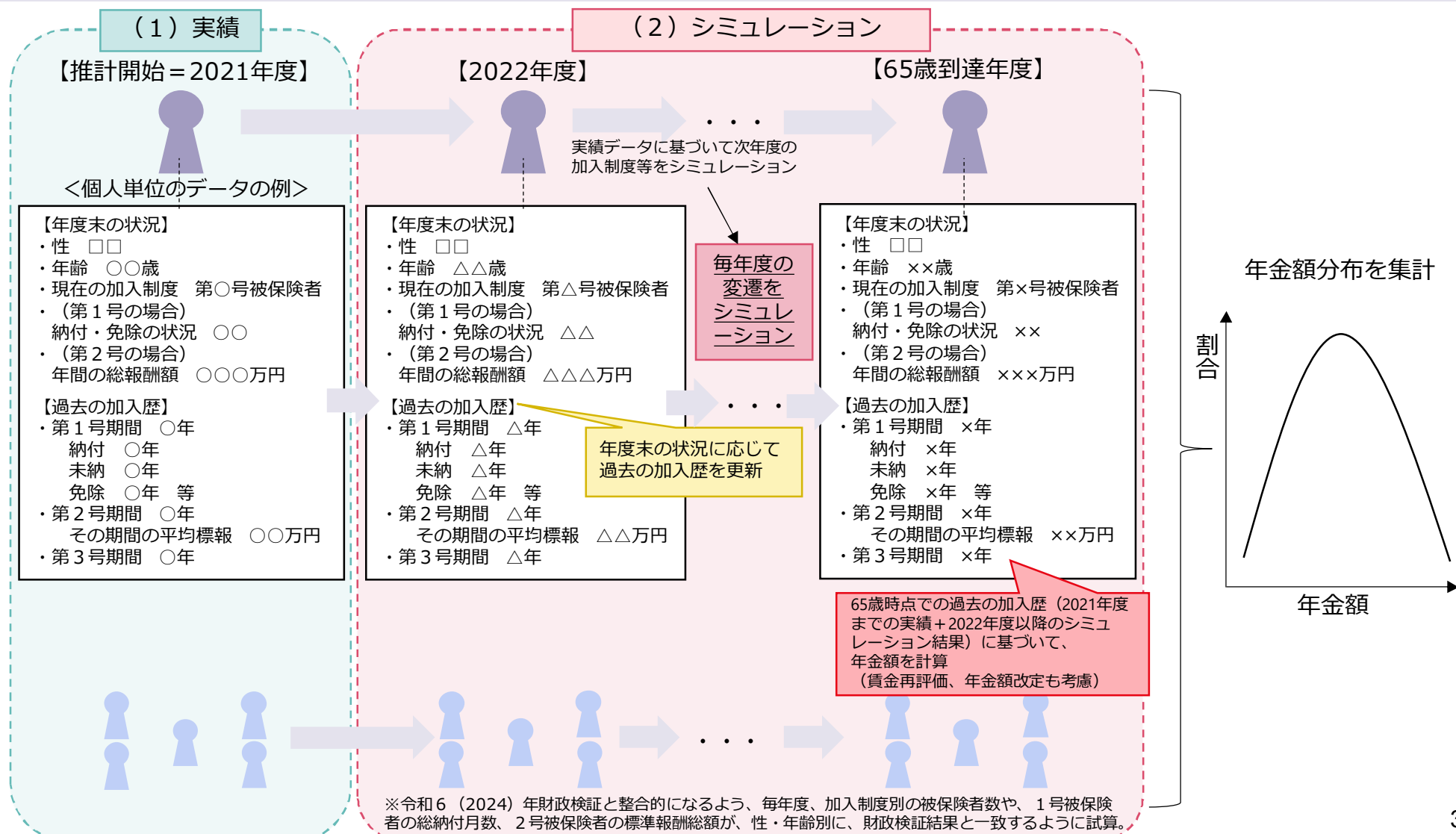
上記、財政検証の枠組みの中、個々人の年金加入履歴(誰が制度間を移動するか等)をシミュレーションし、将来の年金額の分布を推計する。

⇒ 2号期間の延伸に伴い、平均年金額の上昇、低年金の減少が見込まれる。

※ 2号被保険者の標準報酬総額や1号被保険者の納付月数計についても財政検証の枠組みの中、個々人の報酬履歴や納付履歴をシミュレーション

年金額分布推計のシミュレーションの方法（個人単位の加入履歴）

- 将来における個々の老齢年金額の分布状況を推計するため、（1）2021年度末時点における、2021年度までの個人単位での公的年金加入履歴（実績）を出発点とし、（2）65歳到達年度までの毎年度の加入制度、標準報酬（第2号被保険者の場合）等の変遷を、実績の状況に基づいてシミュレーションすることで、各個人の65歳到達年度末時点での老齢年金額を計算。



現役時代の経歴類型の変化(性、生年度別)

—現行制度—

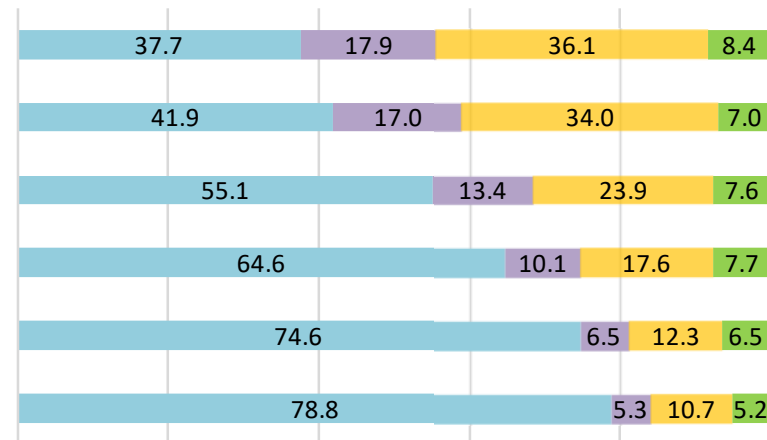
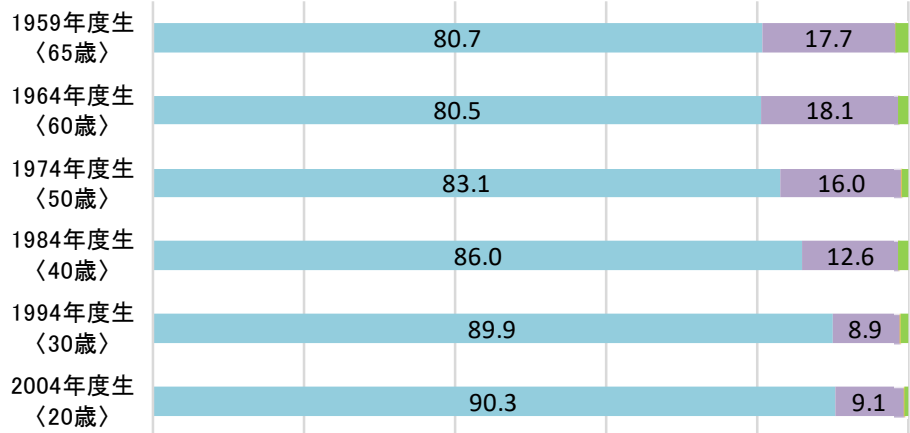
○ 労働参加の進展により、若年世代ほど、厚生年金期間中心の者が増加し、1号期間中心や3号期間中心の者が減少する見通し。

〈 〉は2024年度末の年齢

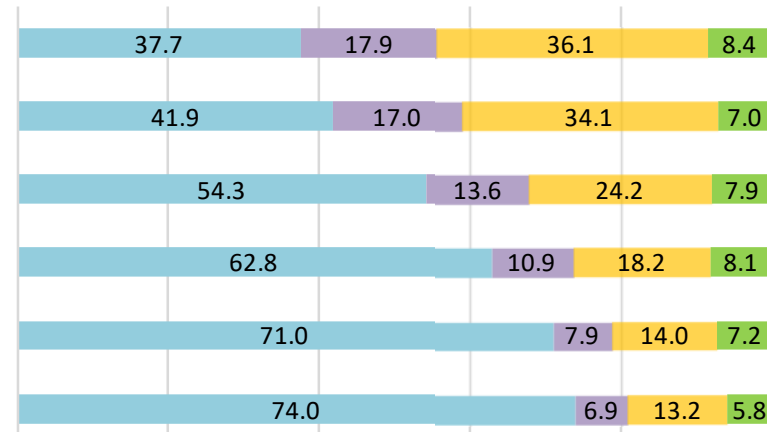
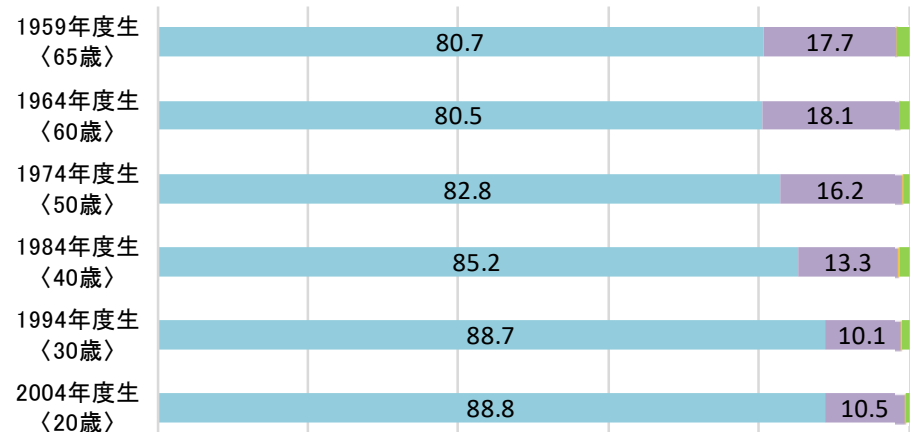
男性

女性

成長型経済移行・継続
(労働参加進展)



過去30年投影
(労働参加漸進)



■ 厚生年金期間中心

■ 1号期間中心

■ 3号期間中心

■ 中間的な経歴

厚生年金の被保険者期間分布の変化(生年度別)

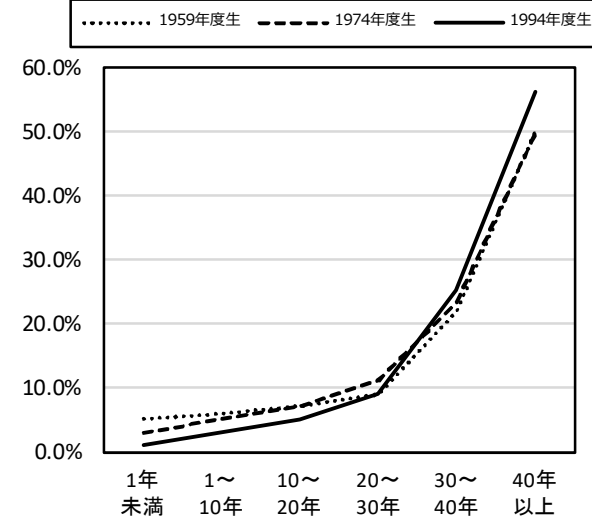
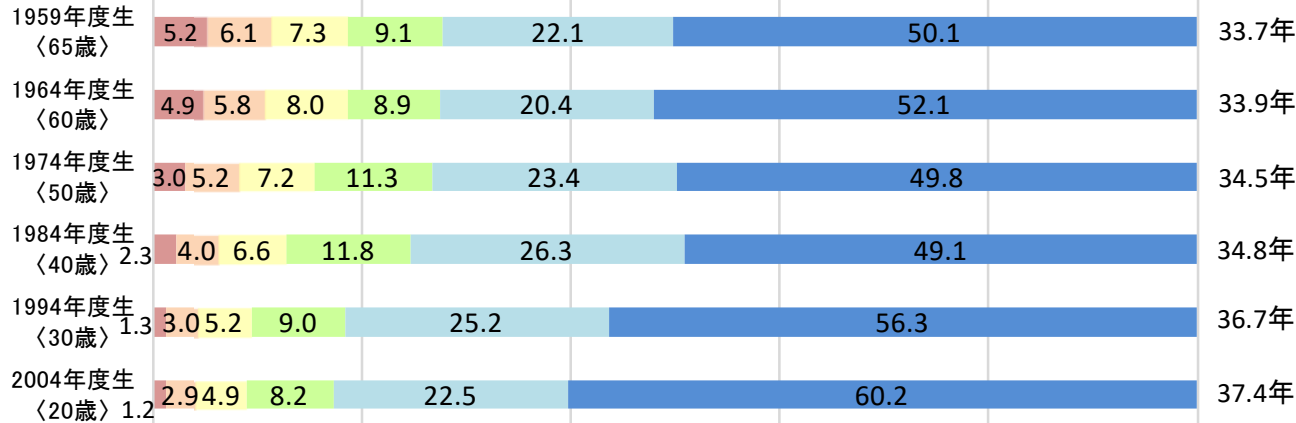
— 現行制度、男性 —

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

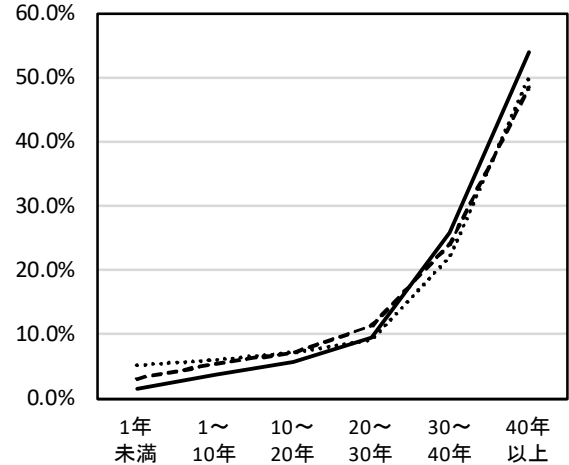
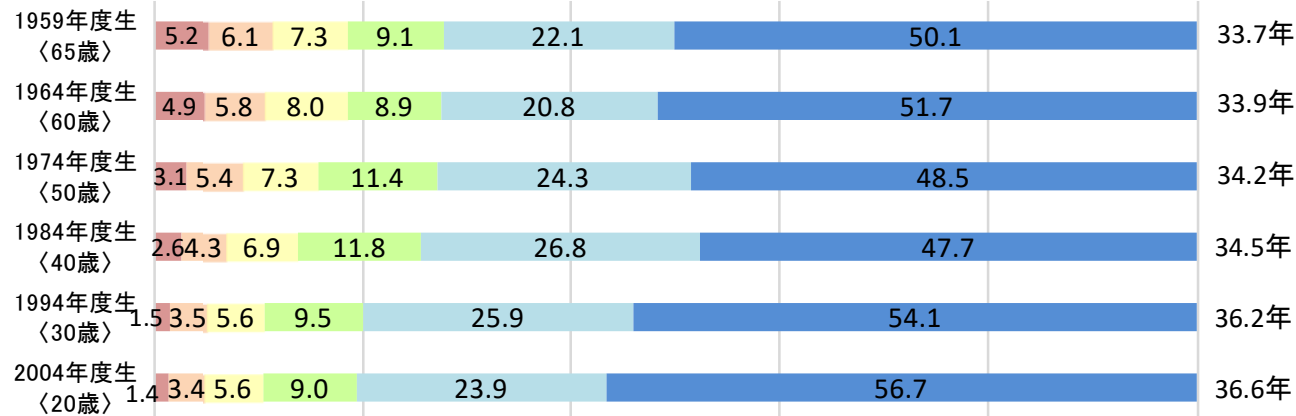
〈 〉は2024年度末の年齢

厚生年金の平均
被保険者期間

成長型経済移行・継続
(労働参加進展)



過去30年投影
(労働参加漸進)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

厚生年金期間中心

■ 1年未満 ■ 1~10年 ■ 10~20年 ■ 20~30年 ■ 30~40年 ■ 40年以上

厚生年金の被保険者期間分布の変化(生年度別)

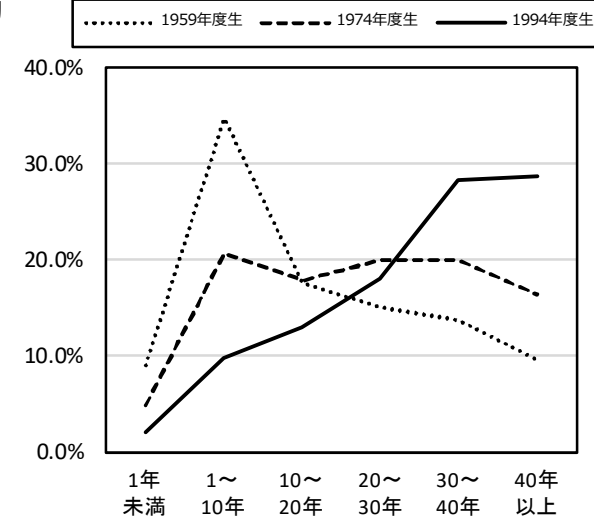
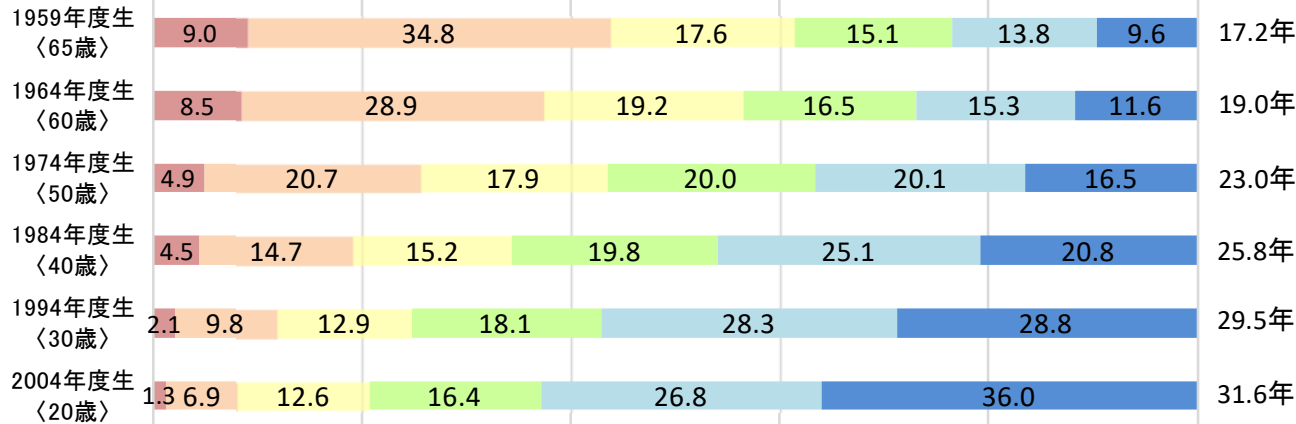
— 現行制度、女性 —

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

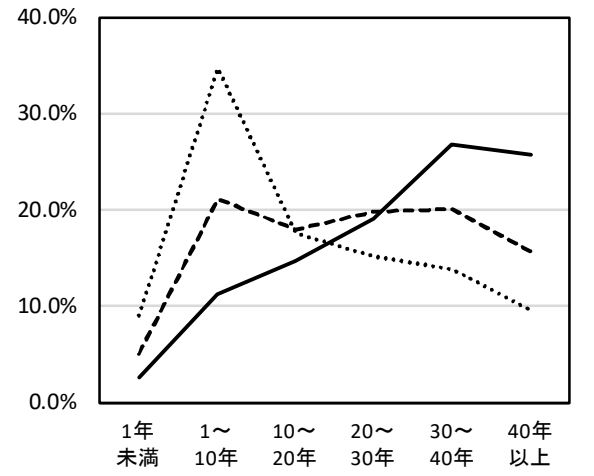
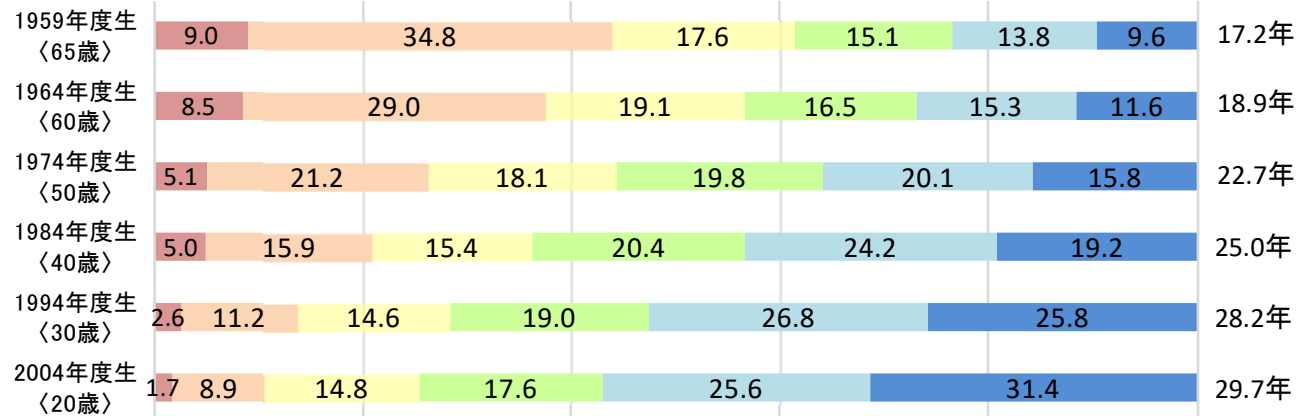
〈 〉は2024年度末の年齢

厚生年金の平均被保険者期間

成長型経済移行・継続
(労働参加進展)



過去30年投影
(労働参加漸進)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

厚生年金期間中心

